同　チカヌブリユー、六ピ
同　ニユレクア、エキストラ
同　ベルリンエルロー、六ヤ
同　ダイアミンオレヤ、ヤ
同　ダイレクトフアストオレンヤ、エスイ
同　クロランチン、オレンヤ、ティアール
同　ダイレクトソリフアスカレクト、エスイ
同　クロランチンソラ、ピ
同　ダイアエルダークブリユー、三アール
同　コンゴーレツド
酸性
同　フロキシン、ヤエヌ
同　キノリンエルロー、エキストラ
同　ポンソー、アール九三
塩基性マセンタ、ラーヤクレスタル
同　パテントオーラミン、オ
同　マーリンブリユー、ピエヌ
同　マラカイトグリン
同　ピスマークブラウン、アールヘ
同　メチルバイオレット、二ピ
同　以上の試験中酸性塩基性にも媒染等と施さずして直接染料と同様に絶布に直接染を行ひたり之は豢金染朔黄染紫染等に往々媒染と施さずして染色する場合あるを以てなり
右試験成績によるときは「塩化バリユム」處理は明瞭處理又は處理せざるものに優るなり而して明瞭處理は色相を著しく變化するものあり

試驗成績（生地木綿）

米國貿易會社取扱品なる間地園
グリンハイム染料會社直接染料試染
黒色類を除くの外三ペルセントを用ひ黒色染料に「八ペルセント」を使用したり

染料	日光	塩化バリユム處理 (一)	熱湯 (二)	石鹸 (一)	石鹸 (二)
ダイレクトピユアブリユー	四	二	三	四	四
ダイレクトブリユー、ピエナ	四	一	二	四	四
ダイレクトブリユー、ヤエヌ	四	一	三	四	四
ダイレクトブリユー、ピエキス	四	二	二	四	三
ダイレクトブリユー、四ヤエヌ	四	二	三	四	三
ダイレクトブリユー、アールヘ	四	二	二	四	三
ダイレクトブリユー、三アール九〇八三	四	一	二	四	三
ダイレクトブリユー、三アール一〇四四七	四	二	二	四	三
ダイレクトインヤエヌ	四	二	三	四	三
ダイレクトスカイブリユー	四	二	三	四	三
ヘリオゾランアイオレット、アールヘ	四	二	三	四	四
ヘリオゾランアイエロー、ヤ	四	二	三	四	四
ダイレクトグリン	四	二	三	四	四
ヘリオゾランアレツド（桃色）	四	二	三	四	四
コンゴーレツド	四	二	三	四	四
コットンレツド　四ピ	四	二	三	四	四
ベンアプルプリン四ピ七〇九五	四	二	三	四	四
ベンアプルプリン四ピ八〇七五	四	二	三	四	四
ベンアプルプリン四ピ八一六一	四	二	三	四	四
ダイレクトブラウン七五六七	四	二	三	四	四
ダイレクトブラウン七五七三	四	二	三	四	四
ダイレクトブラウン、アールヘ	四	二	三	四	四
ダイレクトブラウン、ヤー	四	二	三	四	四
ダイレクトブラウン、エム	四	二	三	四	四
ヘリオゾンアブラウン、エヌダイ	四	二	三	四	五
ダイレクトブラック九四六一	四	二	三	四	四
ダイレクトブラック、エフピ	四	二	三	四	四
ダイレクトブラック、エフ	四	二	三	四	四
ダイレクトブラック、ヤ	四	二	三	四	四
ダイレクトブラック、エスイ	四	二	三	四	四
ヘリオゾントブラック、二エヌエヌエキストラコンセント	三	二	三	四	四
ヘリオゾントブラック、二エヌエヌエキストラ	三	二	三	四	四
ヘリオゾントブラック、エチピ	三	二	三	四	四

以上の成績は塩化バリユムと及熱湯中に五分間寛どを比較し更に石鹸浴中にて試驗したるものなり
日光は大正二年二月廿五日より一週間放置
右試驗の結果によるときは塩化バリユムに處理し水洗を行ひ乾燥したる後石鹸熱浴中に通したるものと染布を一旦乾燥したる儘とを同じく石鹸浴中に通したるものとは著しく差異あるを發見せり
試驗成績物は保存しあるを以て何時なりとも實地に就て一見せらるゝことを希望するものなり

月報柳壇（第六回）

題「月」「ホテル」（百四十二句の内）

新世帯　北村喜水
十六夜の白刃度思ふ廉敷半　村上　社若
銀行員余談に更ける月曜日　尾田　多田　孤山
月給を拵て女教師戸籍を張り　尾田　蛙眠　橋本　敬吉
二日酔淋しく迷の月を見る　蛙眠　橋本　夢考
（秀逸）
記念品を呈
（神奈川田代）
拐帯の京のホテルに日を惜ひ　松本　春花
（於の座町）
子順禮横町トる寒ひい月　北村　喜水
（輪吟）
密月の旅行も兼ねて櫻狩り　富士子
ホテルの夕と白鳥車の二三臺　同
次回課題「花」「京名所」
四月十七日〆切　用紙ハガキ
投寄所
當月報傳聞係り或は小川丸太町下ヘ西山富士子
會月報川傳會日時五月一日正午星ヶ
會所南内小川丸太町下ヘ西山富士子宅

京都染物同業組合月報

公示

公示第拾壹號
左記ノモノ職工ヲ以テ名簿ヘ登記セリ此旨公示ス
大正二年四月二十五日
京都染物同業組合
理事長　石田喜兵衛

引染部員八木喜作徒弟
紺染部員横山金七郎徒弟
同　人　徒弟　元木　肇
同　人　徒弟　松田定次郎
同　人　徒弟　井上良造
茶染部員朝倉三郎徒弟　相宗孝次郎
紋上部部員小田七郎徒弟　宮本歓一
湯員斗部員小野木兵助徒弟　谷田穀郎
同　人　徒弟　川元巳之吉
同　人　徒弟　矢代米次郎
同　人　徒弟　池田うん
同　人　徒弟　池田ふで
同　人　徒弟　景久保常雄
同　人　徒弟　河合とみ
同　人　徒弟　山中かね
同　人　徒弟　小泉鶴三郎
同　人　徒弟　小泉晋侯
艶打部員宮川末次郎徒弟　武川信次郎

公示第拾貳號

左記ノモノ京都屋ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス
大正二年四月十五日
京都染物同業組合
理事長　石田喜兵衛

張物部員海老原喜三郎徒弟　四塩正一

雜報

●友禅部整理　同部員は五百餘名の同業ありて組合中の大部なるが隨ふて之れに附屬する種類も亦多數に岐れ居るため今まで何人が部長となるも統一の困難を稱へられしが今年部長改選期に至り八木伊三郎氏當選以來之れが整理に就き研究する處ありしが決局は組合定款の規定に隨ひ各區に幹事を置くと同時に區規約を設けしめ部長職務の一部を分擔せしめ之を總括して部の基礎を定むる方針を立てたり本件に就き去る日役員會を開催し大体の方法を講じ尚は組合との聯絡を鞏固にし外部に對する交渉は組合總ての責に任ずべく同廿六日組合長石田喜兵衛氏の臨席を求め之れが協議をなしたり其他部費徴收の件工賃賃價格標準の件等を議し其結果近日總會を開き之れらの件を附議する筈なり

●張物部長　去る三月改選總會の結果岸田清次郎氏に當選せしも同氏は已むを得ざる事狀のため辭職せられたるに就き組合は其理由を認め來る三日補欠選擧を行ふ筈なり

●紋模糊部親睦會　同部の徒弟親睦會は出品百貳拾点以上に至りたるを以て去る廿日限り締切りとなし廿四日普通審査をなし廿六日高等審査をなせり其審査員には金子染織學校長工學士金子鶴壽氏廣田豊治氏石田喜兵衛氏小林太四郎氏に嘱托し審査法は例に依り匿名審査とし精密なる査定をなし紋及模様部共一等賞一名宛二等賞四名宛三等賞拾五名づゝ授賞するこに決し仮に市役所商業會議所等へ褒狀及賞金の下附申請をなしたり授與式は來る一日午前拾時組合に於て挙行せらるゝ筈もへ出品者は挙りて同時刻に出所する筈にて既に通知をなせり尚は形部親睦會は同月拾日の豫定なれども五日例の如く同部に於て

●徒弟夜學校　來月一日午后七時より例年の如く組合事務所に於て組合員の使用する職工徒弟のために夜學を設け普通教育を授くるに就き志望者は此際至急申込むべし假令期日後に至るも成るべく便宜を図り入學せしむる筈なり

●彝鶴博覽會　目下開會中なる該博覽會の當組合出品は聞數九間の小區域なるも出品は何れも嶄新の物多く特に伊藤虎之助氏の小紋染模様の如きは大に衆目を驚くに足るもの木綿紋附染は田舎人の大に歓迎する所なりと當組合よりは審査員として木村卯組長去る廿四日より出張せられ同廿七日歸京せられたり褒狀授與式は五月四日に確定し左の順席に依り挙行せらるゝ筈なり

●出品者は成るべく參列ありたしと聯會より申來りたり、挙式の次第は午後一時三十分第一鈴にて出品人若席第二鈴役員來賓着席博覽會審査總工學博士中澤岩太並に品評會審査委員長牛窪其三男、共進會審査長山田登代太郎三氏より審査の概要を報告授賞の申請をなし大森名譽會長より優等者に夫々賞品を授與し併せて式辭を期醵し引續き京都府知事もしての告辭を述べ夫より來賓の祝辭、出品人總代の答辭あり閉式席を築港埋立地に移し立食の饗宴あり頗る愚歓する筈なりと

●違約處分の申請　糸綛色染部工賃最低賃格實行規程に違反せるもとして同部員吉川音七木村和三郎両氏に對し部調査會は左の理由の下に當組合に向け處分の申請をなしたり即ち調査會の決定書は左の如し本件に就き組合は事實を調査し嚴重なる處分をなす筈なり

調査會決定書

部員　吉川音七
部員　木村和三郎

右二名ハ本年二月金澤會ナル團体ノ機業者トノ間ニ於テ當部最低標準價格以下ニテ染取引ノ特約ヲナレタル爲ノ延ヒテ當部員ニ多大ノ損害ヲ與ヘタルニ依リ標準價格違反及同實行規約違反者トシテ其處分ノ申請ナキコトニ決定セリ

理由

右両者ハ別紙ノ如キ染價ヲ以テ染取引ノ特約ナシ其ノ印刷物ヲ金澤會ノ幹部ヲ通會ニ配付シタルコトヲ其ノ事實ヲ調査セシム因者共特約シタルハ事實ナル旨ヲ自白セルモ價格表ノ内淡色三百匁ニ付拾五錢ト云フ項目ハ承諾シタルニアラズ之ハ金襴會ニテ勝手ニ記入セシモノナリ之ガタメ其ノ相違ヲ生ゼリル故ニ訂正方ヲ交渉中ナル旨ヲ申立テタリ吉川氏ニ於テハ其後金襴會ニ對シテ價格表ニ明記シアル淡色三百匁ニ付拾五錢ヲ消ス力又ハ特約店ノ名義ヲ消スカ何レナリトモ申消ス樣請求シ居ル旨モ述ベラレタリト雖モ未ダ二月十七日ニ金襴會ヨリ價格表ヲ配付セラレシコトヲ両者ハ知リナガラ部ニ對シ何等ノ通知ナク三月五日ニ至リ他ノ部員ヨリ其ノ反則行爲ヲ報告シタルニ基キ部ニテハ調査會ヲ開キ調査スルニ至ル迄何等ノ報告モナサヾルハ第一不都合ノ至リナリ若シ部ガ何等ノ調査ヲモナサヾル時ハ依然反則行爲ヲ繼續スルヤ知論ナリト認ム其ノ証據ハ部ガ調査ニ出張シタル故ニ始メテ其ノ答辯トシテ特約ハシタルモ染價ニ於テハ相違アリ金襴會ノ幹部ニテ勝手ニ印刷セルモノナリト曖昧ヲ申立ヲルモ毫モ信ズルニ足ラザル所ナリ何トナレバ金襴會ナルモノハ他人ノ名義ヲ亂用スル程非常識ナル人々ノ集合セルモノニアラズト信ズレバナリ若シ亂用シタルモノトセバ両名ニ於テハ直ニ其由ヲ一應部ニ申告スルカ或ハ金襴會ニ取消シノ交渉ヲナスベキ筈ナルニ両者共之レヲナサズ特ニ吉川氏ノ如キハ價格表ノ内淡色拾五錢ヲ消除スルカ又ハ特約店ノ名義ヲ消除スルカヲ請求セリト云フモ信ズベキモノニアラズ又同業者同府春吉ヨリ提出セル申告書ニ依テ見ルモ特約セザル染業者ニ於テモ同會員ハ同人ノ特約ヲ稽トシ特約價格表ノ染價ニテ支拂ヲ實行セラレタル証據アリ此ノ如ク特約ニ關係ナキ他ノ染業者ガ値引セラレタル事實ヲ以テ見ルモ其ノ特約者タル吉川木村氏ニ對シテハ無論拾五錢以上ノ染價ヲ支拂フベキ道理ナシ全ク最低價格四拾錢（一把）以下ノ取引ヲシ居ルモノト認ムルニ足ルナリ故ニ之等ノ行爲ハ明カニ價格標準違反從テ相出入者間ニ氣脈ヲ通ゼズ出入染業者ニ損害ヲ與ヘタルモノト明記セル同實行規約第八條ニ相當スルモ

ノトス、

此中吉川晋七氏ハ昨年度ヨリ以來當部ノ商議員及ビ慈善價格實行上ニ對シテハ調査委員タル職ヲ帯ビ部員ノ模範トナリ部及ビ部員ノ爲メニ利益ヲ圖リ尚ホ斯業ノ發達ヲ計ルベキ義務ニアリナガラ区ニ部員ニ對シテ不利益ヲ與ヘ部ノ規約ト無視シ公然染賃ノ競爭ヲナシ其結果粗製濫造ニ流レ、モ全部ニ蹉跎ん如キ行爲ハ實ニ斯業發展ヲ障害スルモノナルヲ以テ宜シク組合定款及ビ部規約ノ條項ニ基キ最モ厳キ處分ヲナスヲ至當トス

只上の理由なるが故に調査會は前記二名を第一に價格違反及び第二に實行規約違反者として其の處分と組長に申請するとに審議決定したり

❶所得稅届出　所得稅届は例年両月中に届出づべき筈なるも本年議會に於て改正せられたるため之れが調査と要すべきものゝよしにて本年に限り五月中に届出ずべく通知せられたり其取扱は希望者あれば當組合に於て手續となすべし

❷機模様に就て　或る新聞紙上に於て現在行はれつゝある機模様に就ての意見を述るものあり多少當業者の參考となるべしと思はるゝから轉載したり

▲機模様が段々高くせり上り今は雷のあたり所手が届き、且値も以前とは違い大きくなりぬ、是は今は立體をいへば大層なれど、座して應接するよりも立て人に接する事が多くなりたるよりの自然の結果なるべし、模様の變遷は凡て新なる必要によりて起る也

▲然し今日機模様を描く圖案家の頭には此模様を大きすべき事と、普風に纖巧にすべき事と、二種の考がゴチャ〳〵になつて居るらしく、之が爲に大いなる模様をつけながら、虫眼鏡にて見ざれば分らぬ程の技巧を弄す、矛盾も亦甚しからずや

▲假令ば松竹梅の模様を作るに、三種を盛花の如く集ひるは固より揃なれど竹の葉の中に細き梅花を飛ばせ、或は枯りたる梅の中に蕾を蔣檜の如く描く類なり、遠くより見れば竹なり、梅なりの複模様も近づけばこれが即松竹梅なる事の分りて臭床しといへばいよゝ、實は無床しきにあらず、技巧の足らぬ証拠なり、人の機模様を見て、更に高尚なより、近視眼が六號活字を讀び如く眼を細にひつゝ、けて見るやうな騎人もまさかあるまじ

▲殖産趣に愛着を以ツイ花やうなる、鋼れば乎でも切れさうなる、トゲでも立たさうなる圖を見受くる事多し、あまり過ヒのよきものにあらず、何乙ゼ竹の梢をヤット刷毛目でにがしたり、立細の鉛を刀の鋭の如くにツイだりする如し、殖産趣は機模様らしく矢張温みもあり柔かみもあるがよし

▲機模様にも隨分何の意匠かと昔とひねらねば合點の行かぬものあり、多少其意を心得居るものゝ暫く其前に立つて考へねばならぬ、況んや、素人の婦人をや、こんな事にいらぬ肩を張らせるは愚な事なり、罪な事なり

▲浮手、歌書は海綿狀にあつて絵絲亜麻の装飾に用ひ、見る人も其心して見受所待する人も其心して樂めるものは兎に角、機模様に使はれては、折角の意匠を見る人もなくて暴つべし、つまり鳥用を誤れるなり、況して六歌仙抔に對して深山の歌を反古のやうに書かれては、どこからどう酸ひのか考へて見れゝば結構なり、大觀の人は其儘にして打過すべしつまりこれは模様の考が浮ばぬ時の自殺なる乎

▲寫生的模様には時代といふ事を忘れたるものなきにあらず、春若に稻穂の意匠、夏若に紅葉なぜはあまりに無頓着に過ぎ、寫生ならざれば一の模様もして何の差支もなかるべけれど、寫生風に描く時は少しは考へてやらねばならざるべし此程どこやらの中形の模様無頓着も亦甚し云々

❶明年の大博覽會　今上御即位の大典を記念すべき大博覽會は京都府の事業として愈々明年九月一日より十一月末日まで三ヶ月間開催するとに決し去る十九日府當局者と府會議員側の協議會を開きたる後ち引續き臨時府參事會を開きて知事提出の原案を可決したり其の經費は會館建設敷地購入等の總經費を百參拾八萬九千八百四拾壹圓を見積り大正二年度より同四年度に至る三ヶ年繼續事業として内七拾五萬七千七百拾壹圓と大正二年度に六拾壹萬四千九百七拾參圓と同三年度に六拾壹萬四千四百五拾壹圓と同四年度に

各分割して支出することゝしたり、而して之が敢入豫算は拾四萬六拾六圓家屋賃拂代、六拾參萬圓地所賃拂代、入場券料壹拾萬圓、不用物品賣却代貳千圓、地所貸下料壹萬圓等の見込なるを以て差引不足額四拾萬七千七百七拾五圓を府民より徴收するとゝし、市部に參拾壹萬六千參百壹拾圓、郡部に八萬壹千五百五拾五圓を分賦負擔せしむることに定めたり敷地は目下の仮建地として下鴨村花園村栄雲野村の三ヶ所の内何れかを撰定する筈なりと

耐火布の製法

耐火性物を織製することは織絵工業の凡ての方面に於て大に趣味あるところのものにして絵布と不燃性となることは不可能のことなれども火に對して其の抵抗力を增大ならしめ又引燃性を殺ぐにあり耐火性となしたるものに直接火焔を觸れしむれば直に消滅して他部には傳播せざるべし而して火焔は纖維をして延宮の所理によりて未發に防ぎ得べかりしもの多かるべきが故に耐火抵抗力を有するものと造ることは緊要なる事件なりとす

此の方法の發達の順序を列擧すれば次の如し

一八七六年アルハイト氏は燐酸アムモニアを以て絵布に飽和せしむることを薦めたりしが注目すべき結果を與へざりき一八二〇年フリック氏初めて硅酸曹達を使用せり一八二一年にゲイリュサック氏は同一物を用ひて好結果を得此等の材料例へば硼砂の如きものは僅少の熱によりて溶融して纖維を被包するが故に此目的には最も適したるものとせり而して同氏は硼酸アムモニアヌは燐酸アムモニアを其々使用し又此等のものに壊化アムモニアを加へて使用したりしが廣く應用せられたり又同日氏は亞鉛華を推奨せりマアツン氏は壊酸及酢酸の石灰復壊を使用せり此二種を等量に取り温アムモニア水に溶解すアーバイナー氏は纖維の不燃焼性につきて述べ硼砂硅酸曹達、明礬及燐酸アムモニアを推擧せりダブリュ、エチ、バーキン氏はタングステン酸曹達アルミナ鹽、酒酸及燐酸の適當量は絵布と耐

調合を與へたり

一、硅酸アルミニウム液（ボーメ二〇度）　一〇〇立
酢酸（ボーメ七度）　二五立
タングスステン酸曹達液（ボーメ三一度）　二〇〇立
二、酢酸アルミウム液（ボーメ一六度）　一〇〇立
蟻酸（ボーメ七度）　一〇立
タングスステン酸曹達液（ボーメ三一度）　二〇〇立
三、硅酸アルミニウム液（ボーメ一六度）　一〇〇立
酢酸（ボーメ七度）　三〇立
タングスステン酸曹達液（ボーメ三三度）　一五〇立
四、硅酸アルミニウム液（ボーメ三三度）　一〇〇立
蟻酸（ボーメ七度）　四〇立
タングスステン酸曹達液（ボーメ七度）　一五〇立

先づ最初の二つを混じ次にタングステン酸曹達液を徐々に加へ充分攪拌して初めに出來た沈澱を全く溶解せしむ之れに絵布を入れ充分飽和せしめ一時間放置す次に乾燥して蒸熱し次に仕上整理を行べし即ち硅酸と蟻酸を蒸散して纖維に耐火性を與ふべし不溶解沈澱を殘留せしむ

又次の諸方法も實驗用せらるゝものなり

（イ）ソオダ氏の方法

燐酸アムモニア　二一三分
壊化アムモニア　一分
壊化石灰　少許
水　四五分

工程の如きにより濃度を變と得べし

（ロ）ニコ氏の方法

明礬　六分
硼砂　二分
タングステン酸曹達　一分
アキストリン（石鹸水に溶解せしもの）　一分

アキストリンは纖維に強分の撥水作用を增加せしむ

硅酸アルミニア　二、五基瓦
燐酸アムモニア　二、五基瓦
硼酸　二基瓦
塩砂　二基瓦
澱粉　二基瓦
水　一〇立

此方法によるものは薄布に適す即ち一〇〇度に於て浸漬し乾燥して壓搾す

（ニ）次の方法によるも適當なるものを得

明礬　一分
硼砂　四分
燐酸曹達　四分
タングスステン酸曹達　四分
硅酸アンモニア　二分

此の細末混合物に膠性曹達液（ボーメ三六度）を注ぎ乳狀液となす即して木炭に於て青色沈澱の生ずるまで煮沸す其液の中に布片を入れ一機に浸りて六五度に於て乾燥す（ホ）耐火性澱粉を調製するには

タングスステン酸曹達　三〇基瓦
糊砂　一〇基瓦
米粉又は澱粉　六〇基瓦

之を混合して先分砂製す糊して通常の澱粉の如く加熱して用ひ

試驗記事

第十二號標本

第十三號標本　試驗料標白金布染
（生地百匁に對する分量）
ベルリングリーン　10B（十匁）
ブリリアントロクバーブラウ　四匁二分
ブリリアントコクバーブラウ　（2B（ヂアール））　一匁二分

硅酸曹達
洗曹達
硫酸曹達
水（染浴）
適量

右染浴中に於て約四十五分間煮染後水洗し次の無基性染料の上掛を施す

鞣め生地百匁に付約三分位の
マリンブラウ

を温湯にて能く溶解し置き別鍋の水浴中數回に分ちて注加し能く攪拌し先の染色物を徐入し手速く繰りかへし徐々に温度を高め攝氏の四五十度に至らしひ

全く染料を吸收せば被染物を引上げ一度水洗し乾燥すべし

第十四號標本

直接染料下染連基性染料上掛金巾染

金巾生地百匁に付き
ブリリアントコクバーブラウ
2B（ニアール）　四匁
洗曹達　二匁
硫酸曹達　二十匁
水（染浴）　適量

右染浴中に於て約四十五分間煮染後水洗し次の無基性染料の上掛を施す

鞣め生地百匁に付約三分位の
マリンブラウ

を温湯にて能く溶解し置き別鍋の水浴中數回に分ちて注加し能く攪拌し先の染色物を徐入し手速く繰りかへし徐々に温度を高め攝氏の四五十度に至らしひ

全く染料を吸收せば被染物を引上げ一度水洗し乾燥すべし

第十五號標本直接染料金巾染

生地百匁に付き
ザムベイロバイオレット　3B（アール）　七匁
ザムベイロブラック　3B（アール）　三匁
洗曹達　四匁
硫酸曹達　三十匁
水（染浴）　適量

右染浴中に於て約四十五分間煮染後水洗乾燥す

右染料伯林亞仁林染料製造會社製品

附記　以上　染着力　適度摩擦の恐れなし
色相　群美なり
應用　陰想　本年流行色（裏地染）

●金屬粉末捺染

近來繊子帯地等に金屬粉末即真鍮粉「アルー」銅粉又はアルミニユム粉末にて捺染するもの多からんとす

金銀色の粉末を捺染したるものは一種云ふべかちざる風雅なる趣味を有するも堅牢度の点に至りては完全なるものなし然れども磨擦に適するを以て茲に方法を述べん

金屬捺染を行ふ方法種々あれども何れも金屬粉末を織物の布面に粘着せしむる方法にして種々の粘着劑を使用するなり

（一）アルビユーメン法

此方法は粘着劑としてアルビユーメン即蛋白を使用するものにして蛋白質は熱に遭へば凝固して不溶解物に變化する性質あるを以てアルビユーメン中に浸する處の金屬粉末を混じて捺染をなしたる後蒸氣にて蒸して仕上ぐる方法なり捺染液分量は次の如し

金屬粉末　五〇〜六〇匁
卵白アルビユーメン　一〇〇匁
トラガントゴム糊（ホ一貫匁ニ對シゴム六十五匁ヲ溶解シ煮沸シタルモノ）　匁ヲ溶解シ煮沸シタルモノ

（二）コーバル假漆法

此方法はコーバル假漆を印度ゴムの混合糊を粘着劑として用ふる方法にて次の分量に製すべし

合成せざるゴム塊六十匁を樟腦油及揮發油各百二十匁と交ぜ合せて徐々に熱を與へて溶解しつゝコーバル假漆三十匁を攪拌しつゝ加へて製す

此糊を織物の上に捺染するには金屬粉末に加へずして其儘所要の模様を置きたる後乾燥の乾かざる前に金屬粉末を目の細かき篩の中に入れ振り動かせば網目より落ちたる金屬粉末は粘着糊の上に附着するなり充分乾燥したる後乾きたる刷毛にて附着せざる部分の粉末を拂ひ落し再度の使用に供するなり

此方法に據るものは蒸氣にて蒸さずして仕上ぐるなり

或は高遠の棚中に金屬粉末を混じ捺染するも同樣に能き結果を得るものなり

（三）乾燥油法

亞麻仁油、荏油、又桐油の如き空氣中にて乾燥して固くなる油を人造染料にて金屬粉末を同樣の色合に染め（銀白色には其必要なし）第二の方法の如く捺染し其上に金屬粉末を篩にて振り掛けて捺染す

（四）セリコーズ法

セリコーズは酢酸によりて變化せざる金屬粉末と共に用ふることを得べし即金粉銀粉等と捺染し固着せしむることを得るなり此方法を實用して金屬光澤ある種々なる色相を捺染する爲めに金屬粉末と同時に堅基性染料を併用することもあり

© Kyozomekai

ノミナス

就中官用官七氏ハ昨年度ヨリ以來官部ノ商議員及ビ染色標準實行上ニ對シテハ調査委員タヘ職ヲ奉ヒ部員ノ役職トナリ部及ビ部員ノ爲ノニ利益ヲ謀リ得ル事業ノ發達ヲ計ルベキ職務ニアリナガラ反テ部員ニ對シテ不利益ヲ與ヘ部ノ規約ヲ無視シ公然染價ノ競爭ヲナシ其結果低價販賣ニ流ル、モ之四ニ置カザル如キ行爲ハ實ニ商業ニ屬ヲ得ザルモノナルヲ以テ宜シク組合定款及ビ部規約ノ條項ニ基キ最モ嚴重處分ヲナスヲ要ス

以上の理由なるが故に調査會は官記二名を第一に價格違反及び第二に實行規約違反者として其の處分を組長に申請することに審議決定したり

❸所得稅調査　所得稅調査は例年四月中に調査づべき筈なるも本年時會に於て改正せられたるため之れが調査を要すべきものゝよしにて本年に限り五月中に調査づべく通知せられたる其旨報はれ組合に於て手續をなすべし

❹機械機械に就て　或る商問紙上に於て現在行はれつゝある機械機械に就ての意見をなるものわりて多少當業者の參考となるべしと思はるゝから轉載したり

▲機械機械が段々高くせり上り今は巻のあたり迄手が屆き、且消も以前ほど逸い大きくなりね、是は今は立機といへば大層なれど、座して總接するよりも立て人に接する事が多くなりたるよりの自然の結果なるべし、機械の變遷は凡て斯る必要によりて起る也

▲然し今日機械機械を積く圖案家の頭には此機械を大きすべき事と、普風に綾巧にすべき事と、二種の考がオチヤ〳〵になつて居るらしく、之が爲に大いなる機械をつけながら、虫眼鏡にて見ざれば分らぬ程の技巧を弄す、矛盾き亦浅しからずや

▲假令ば松竹梅の模様を作るに、三種を盛花の如く無ひろは固より搗なれど竹の葉の中に細き梅花を飛ばせ、或は若りたる梅の中に鶴笹を蒔絵の如く描く類なり、故くより見れば竹なり、梅なりの淒模様も近づけばそれが即松竹梅なる事の分りて奥床しといへばいふものゝ、實は無味しきにあらず、技巧のとらぬ

り、近機廠が六倍活字を繪り如く眼と鼻にひつゝけて見るやうな時人もまゝあるかなと

▲海産機に乘り行くヒツイ君やうなる、鯛れば平でも切れさうなる、トゲでも立たさうなる鯛を見受くる事少し、あさう級ヒのよきものにあらず、例之ば竹の根ッチャト刷毛目でにがしたり、立藤の幹と刀の跡の如くにツイ見うする如し、海機度は機械機械らしく矢張温みもあり深かみもあるがよし

▲機械に人間分何の意匠かを昔とひねらねば合點の行かぬものあり、多少其意を心得居るものゝ暫く其前に立つて考へねばならぬ、況んや、素人の婦人をや、こんな事にいらぬ肩を張らせるは愚な事なり、罪な事なり

▲戸手、歌書は蒔繪抔によつて結終形象の襲飾に用ひ、見る人も其心して見又所持する人も其心して樂めるものは兎に角、機械機械に使はれては、折角の意匠を見る人もなくて果つべし、つまう應用を誤れるなり、況して六歌仙抔に對して澤山の歌を反古のやうに書かれては、どこからどう顧ひのか考へて見れゝば結構なり、大概の人は其儀にして行過すべしつまうこれは機械の考が浮ばぬ時の血路なら乎

△寫生的機械機械には時代といふ事を忘れたるものなきにあらず、春者に稻穂の意匠、夏者に紅葉などはあるように無論者に過ぎ、寫生ならざれば一の模様として何の姿文もなかるべけれど、寫生風に描く時は少しは考へてやらねばならざるべし此程どこやらの中形の機械模様かに都があり、都は婦人の忌ひべきもの、無頓着も亦甚し云々

❺明年の大博覽會　今上御即位の大典を記念すべき大博覽會は京都府の事業として愈々明年九月一日より十一月末日まで三ヶ月間開催することに決し去る十九日府當局者と府會議員側の協議會を開きたる後ち引續き臨時府參事會を開きて知事提出の原案を可決したり其の經費は會館費敎育場勝入等の總經費を百參拾八萬九千八百四拾壹圓と見積り大正二年度より同四年度に至る三ヶ年經續事業として內七拾五萬七千七百拾壹圓と大正二年度に六拾壹萬四千九百七拾參圓と同三年度に六拾壹萬七千四百五拾壹圓と同四年度に

各分割して支出するとせしたり、而して之が牧入豫算は拾四萬六拾六圓家屋賃轉代、六拾參萬圓地所賃換代、入場券料貳拾萬圓、不用物品賣却代貳千圓、地所貸下料壹萬圓等の見込なるを以て差引不足額四拾萬七千七百七拾五圓を府民より徵收するとゝし、市部に參拾貳萬六千參百貳拾圓、郡部に八萬壹千五百五拾五圓を分賦負擔せしむることに定めたり敎地は目下の候補地として下鴨村花園村奈良野村の三ヶ所の內何れかを選定する筈なりと

耐火布の製法

耐火性物を調製することは建築工業の凡ての方面に於て大に興味あるところのものにして總布を不燃性となすことは不可能のことなれども たゞ火に對して其の抵抗力を增大ならしめ又引燃性を段々にあり耐火性となしたるものに直接火焰を觸れしめれば直に消滅して他部には傳播せざるべし間して火焰は蹟續續として過當の所理によりて柔發に防禦得べかりしもの多かるべきが故に耐火抵抗力を有するものを造ることは緊要なる事件なりとす

此の方法の發達の順序を列擧すれば次の如し

一八七六年アルハイト氏は燐酸アムモニアを以て總布に他和せしむることを薦めたりしが注目すべき結果を與へざりき一八二〇年フッタ氏初めて硅酸曹達を使用せり一八二一年にゲイリュサック氏は同一物を用ゐて好結果を得此等の材料例へば硼砂の如きものは僅少の熱によりて溶融して纖維を被包するが故に此目的には最も適したるものとせり而して同氏は硼酸アムモニアを又は燐酸アムモニアを其之使用し又此等のものに鹽化アムモニアを加へて使用したりしが廣く應用せられたり

ミリヨ氏は亞鉛華を推擧せりマアツッ氏は鹽酸及酢酸の石灰複鹽を使用せり此二劑を等量に取り溫アムモニア水に溶解すアーバイナー氏は纖維の不燃燒性につきて逸べ硼砂硅酸曹達、明礬及燐酸アムモニアを推擧せりダブリュ、エチ、バーキン氏はタングステッ酸曹達アルミナ鹽、酢酸及燐酸の混合液を以て耐火性を與へ

調合を與へたり

一、硅酸アルミニウム液（ボーメ二〇度）

醋酸（ボーメ七度）	一〇〇立
タングステッ酸曹達液（ボーメ三二度）	二五立

二、醋酸アルミニウム液（ボーメ三二度）

醋酸（ボーメ七度）	二〇〇立
タングステッ酸曹達液（ボーメ二六度）	一〇〇立

三、硅酸アルミニウム液（ボーメ二六度）

醋酸（ボーメ七度）	二〇〇立
タングステッ酸曹達液（ボーメ三三度）	三〇立

四、硅酸アルミニウム液（ボーメ三三度）

燐酸（ボーメ七度）	一五〇立
タングステッ酸曹達液（ボーメ七度）	一〇〇立

先づ最初の二つを合し次にタングステッ酸曹達液を徐々に加へ充分攪拌して初めに出來たる沈澱を全く溶解し石之れに總布を入れ充分飽和せしめ一時間置す次に乾燥して蒸熱し次に仕上整理を行ふべし即ち有機酸を蒸散して纖維に耐火性を與へべし不溶解沈澱を基付せしむ

又次の若方法も廣く用ひらるゝものなり

（イ）ソオレック氏の方法

燐酸アムモニア	二〇三分
鹽化アムモニア	一分
鹽化石灰	少許
水	四五分

工程の都合により其濃度を變と得べし

（ロ）ニコ氏の方法

明礬	六分
硼砂	二分
タングステッ酸曹達	一分
アキストリン（石鹼水に溶解せしもの）	一分

アキストリンは纖維に塗分の吸收作用を增加せしむ

© Kyozomekai

硫酸アルミニウム
染料アルミニウム
硼砂　二、五基瓦
澱粉　二基瓦
水　二基瓦
一〇立

此方法によるものは薄布に適す即ち一〇〇度に於て浸漬し乾燥して壓搾す

（ニ）次の方法によるも適當なるものを得

明礬	一分
硼砂	四分
醋酸曹達	四分
タングステッ酸曹達	四分
硫酸アンモニア	二分

此の細末混合物に水性曹達液（ボーメ三六度）を注ぎ乳狀液なす即して木炭に於て青色沈澱の生ずるまで震ふ其液の中に布片を入れ一樓に煮りて六五度に於て乾燥す（ホ）耐火性澱粉を調製するには

タングステッ曹達	三〇基瓦
硼砂	一〇基瓦
木粉又は澱粉	六〇基瓦

之を混合して充分調製す即して通常の澱粉の如く加熱して使用す

試驗記事

第十三號標本直接染料酸白金巾染

生地百匁に對する分量

ベーンブラック 103（十七）	四匁二分
ブリアントコッパーブラウ 63（ヤアール）	一匁二分

第十四號標本

直接染料下染硫酸性染料上掛金巾染

金巾生地百匁に付き

ブリアントコッパーブラウ 23（二アール）	四匁
洗曹達	二匁
硫酸曹達	二十匁
水（染浴）	適量

右染浴中に於て約四十五分間濃染後水洗し次の直接性染料の上掛を施す

豫め生地百匁に付約三分位の

マリンブラウ

を溫湯にて能く溶解し置き別器の水浴中數回に分ちて注加し能く攪拌し先の染色物を繰入し手速く繰りかへし徐々に溫度を高め攪氏の四五十度に至らしむ

全く染料と授收せば機染物を引上げ一度水洗し乾燥すべし

第十四號標本

洗曹達	二匁
硫酸曹達	二十匁
水（染浴）	適量

右染浴中に於て約四十五分間濃染後水洗乾燥すべし

注意　一、本染色には醋酸を用ふる染法なるを以て洗曹達を使用せざる事

二、醋酸は被染布を投入したる後約十分を經過したる後に注加する事

三、乾燥は陽光の直射せざる處にてなす事

第十五號標本直接染料金巾染

生地百匁に付き

ダムベイヨブラック E（アール）	七匁
ダムベイヨバイオレット E（アール）	三匁
洗曹達	四匁
硫酸曹達	三十匁
水（染浴）	適量

右染浴中に於て約四十五分間濃染後水洗乾燥す

右染料伯林亞仁林染料製造會社製品

附記　以上　染着力　適度濃染の恐れなし

色相　群美なり

應用　豫想　本年流行色（薄地染）

❻金屬粉末捺染

近來繻子帶地等に金屬粉末即其鍮粉「アルミ」銅粉又はアルミニユム粉末にて捺染するもの多からんとす

金銀色の粉末を捺染したるものは一種云ふべからざる風雅なる趣味を有するも堅牢度の点に至りては完全なるものなし然れども將好に適するを以て茲に方法を述べん

金屬捺染を行ふ方法種々あれども何れも金屬粉末を織物の布面に粘着せしむる方法にして種々の粘着劑を使用するなり

（一）アルビユーメン法

此方法は粘着劑としてアルビユーメン即蛋白を使用するものにして蛋白質は熱に遭へば凝固して不溶解物に變化する性質あるを以てアルビユーメン中に欲する處の金屬粉末を混じて捺染をなしたる後蒸氣にて蒸して仕上ぐる方法なり捺染被分量は次の如し

金屬粉末	五〇～六〇匁
卵白アルビユーメン	一〇〇匁
トラガントゴム糊（ホ一貫匁ニ對シゴム六十五匁ノ割ヲ以テ調製ノ物）	

（二）コーパル假漆法

此方法はコーパル假漆を印度ゴムの混合糊を粘着劑として用ふる方法にて次の分量に製すべし

合成せざるゴム塊六十匁を樟腦油及揮發油各百二十匁と交せ合せて徐々に熱を與へて溶解しつゝコーパル假漆三十匁を攪拌しつゝ加へて製す

此糊を織物の上に捺染するには金屬粉末に加へずして其儘所要の模様を畫きたる後乘花糊の乾かざる前に金屬粉末を目の細かき篩の中に入れ振り篩かせば網目より落ちたる金屬粉末は粘着糊の上に附着する者り充分乾燥したる後乾きたる刷毛にて所着せざる部分の粉末を拂ひ落し再度の使用に供するなり

此方法に據るものは蒸氣にて蒸さずして仕上ぐるなり

或は商逸の糊中に金屬粉末を混じ捺染するも同樣に能き結果を得るものなり

（三）乾燥油法

亞麻仁油、荏油、又桐油の如き空氣中にて乾燥して固くなる油を人造染料にて金屬粉末を同樣の色合に染め（銀白色には其必要なし）

第二の方法の如く捺染し其上に金屬粉末を篩にて振り掛けて捺染す

（四）セリコーズ法

セリコーズは醋酸によりて變化せざる金屬粉末と共に用ふることを得べし即金粉銀粉等を糊染し固着せしむることを得るなり此方法を利用して金屬光澤ある種々なる色相を捺染する爲めに金屬粉末と同時に堅牢性染料を併用することもあり

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

公示第十三號

左記ノモノ新ニ組員名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

大正二年五月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

小紋部員　大村仙次郎徒弟　中西眞左衛門
形彫部員　中井覺次郎徒弟　奥瀬　義吉
友仙部員　山中源藏徒弟　北村　玉藏
茶染部員　[illegible]次郎徒弟　馬杉藤一郎
紋上繪部員　森喜三郎徒弟　遠藤　音松
小紋部員　大平卯次郎徒弟　横山　石太郎
彫彫部員　田入吉徒弟　西川　乙二郎
湯屋斗織部員　[illegible]八三郎徒弟　魚本　源三郎
紋上繪部員　[illegible]　北條　仁助
湯屋斗織部員　[illegible]基三郎徒弟　諏訪　徳三郎

公示第十四號

左記ノモノ本組合員ニ於テ解使スルコトヲ停止ス

大正二年五月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

手拭染部員　山中之助徒弟　白井　由松
友仙部員　小林安次郎徒弟　石井　庄藏
友仙部員　[illegible]郎常次郎徒弟　金子　周助

雜報

●友仙部規約改正　既報の如く友仙部長改選以來部の統一を期する上に役員諸氏は再三染會と催ふし協議する處ありし部の改正規約は左の如し

●京都染物同業組合友仙部規約

第一條　當部ハ京都染物同業組合定款第六十四條ニ據リ設置ス

第二條　當部ハ京都染物同業組合友仙部ト稱ス

第三條　當部ヲ左ノ各區ニ分ツ

一　紺布友仙區
友仙、更紗、半衿、玉糊、白青、瑪瑙
モスリン區
一　總布友仙區
友仙、更紗、半衿、金摺、白青、瑪瑙

第四條　當部ノ事務所ハ當分京都染物同業組合事務所内ニ置ク

第五條　當部ノ目的及ビ業務ハ左ノ如シ

一　斯業ノ改良發達ヲ圖ルタノ友仙關係會ヲ設クルコト
二　競技ノ法ヲ設ケ技術ノ奬勵ヲナスコト
三　營業上ノ弊習ヲ矯正シ信用ヲ保持スルコト
四　工賃最低價格標準ヲ制定シ之ヲ實行スルコト
五　職工徒弟ノ取締及ビ養成ニ勉ムルコト

第六條　部員ハ左ノ權利義務ヲ有ス

一　部員ノ役員ニ選擧セラレ及ビ選擧スルコト
二　部員間ノ營業上ニ生ズル紛議ノ仲裁判斷ヲ部長ニ申請スルコトヲ得
三　部ノ業務又ハ會計上ノ疑明ヲ求ムルコト
四　部ノ經費及ビ部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト
五　組合定款及部ノ規約規程ハ勿論部會ノ決議シタル事項ヲ遵守スルコト

第七條　當部ニ左ノ役員ヲ置ク

一　部長　壹名
一　副部長　貳名
一　會計　壹名

第八條　役員ノ資格ハ組合定款第二十九條及第三十條ニ準用ス

第九條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一　部長ハ部ノ業務ヲ總理シ部ヲ代表シ議會議ノ議長トナルコト
二　副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ代理ス
三　會計ハ部ノ會計事務ヲ處理スルコト
四　役員ハ部ノ重要事項ヲ協議スルノ外部會ニ附議ス可キ議案及報告ヲ協議ス

第十條　本部ニ委員拾五名ヲ設ケ部役員會ニ參與セシムルコトヲ得ル其ノ撰定ハ部長ノ指名ニ依リ各區ヨリ擧グ

第十一條　本部役員ハ總部員中ヨリ選擧シ投票多數ヲ得タルモノヲ當選者トス
但シ得票同數ナルトキハ年長者ヲ採リ同年ナルトキハ抽籤スルモノトス

第十二條　役員ノ任期ハ滿二ヶ年トス

第十三條　役員數ニ缺員ヲ生ジタル場合ハ直ニ補欠選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補佐セシムルモノトス

第十四條　當部ハ部ノ重大事項ヲ審議スルタノ部會ヲ組織ス

第十五條　部會議員ハ前第三條ノ各區ヲ選擧區トシ區員二十名以内ハ一名以上ハ二名ノ割合ヲ以テ選出セシメ其任期ハ二ヶ年トス

第十六條　部會ノ權限ハ左ノ如シ

一　部ノ利害關スル事項
一　部規約ノ變更訂正
一　部經費ノ收支豫算及ビ賦課法
一　染價標準ノ制定
一　部經費決算及ビ財產目錄ノ認定

第十七條　部會ハ定期會ハ一月ニ開會シ臨時會ハ重要ノ事項アルトキヲ之ヲ開ク

第十八條　部會ハ全會員ノ二分ノ一以上出席ナキ時ハ開會スルコトヲ得ズ
但同一事項ニシテ再召集ヲナシタル時ハ此限ニアラス

第十九條　部會ノ決議ハ出席者過半數ノ同意ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル

第二十條　部委員ハ部會ニ參與シ意見ヲ述ブルコトヲ得ズ

第廿一條　議會議ノ決ハ二日以前ニ通知スベシト雖モ緊急ヲ要スル場合ハ十二時間内ニ短縮スルコトヲ得

第廿二條　會議ハ議事錄ヲ製シ其ノ決議事項ヲ記錄シ出席員二名以上ノ調印ヲナシ保存スベシ

第廿三條　當部ハ第五條ノ各項ヲ實行スルニ必要アル場合ハ部會ノ決議ヲ以テ之ニ關スル諸規程及委員ヲ設クルコトヲ得

第廿四條　本規約ニ修正ヲナシタルモノハ京都染物同業組合定款ヲ準用ス

第廿五條　本規約ハ組合組長ノ認可ヲ經當日ヨリ實行ス

官廳ヘ届出ノ日ヨリ實行ス

第廿六條　當部ハ京都染物同業組合友仙部規約ニ基キ設置ス

●紋模樣糊置部徒弟競技會　本月一日組合事務所に於て糊置部第六回徒弟競技會褒賞授與式と擧ぐ當日の來賓は水元京都府屬、富田市勸業課長、植松商業會議所書記、金子染織學校長、各新聞記者及組合役員等なり。十一時着席開組長木村勘兵衛氏の式辭に次ひで染織學校長代理堀田教諭の審査報告、市長代理富田課長の授賞、商業會議所の賞金授與。次に知事告辭市長告辭商業會議所告辭あり、受賞者總代塩部久市の答辭あり午前十一時半閉會す

知事告諭

京都染物同業組合紋模樣糊置部ハ本日ヲトシ第六回徒弟競技會褒賞授與ノ式ヲ擧グ本部ハ夙ニ青年徒弟技藝ノ啓發ニ力ノ常ニ斯業ニ貢獻スル所少ナカラズ爾レ本會ノ成績ハ毎回進歩ヲ示シ其効果頗ル著シキモノアルハ最モ欣ブベシ啓ムラクハ諸子一層奮勵シテ時勢ノ進運ニ後ハヽナカランコトヲ

大正二年五月一日

京都府知事正三位勳一等大森鐘一

市長告辭

糊置業ノ巧拙如何ハ實ニ染物ノ品位及價値ニ至大ノ關係ヲ有スルヤ論ヲ俟タザルナリ本組合ガ年次競技會ヲ開催シ以テ之レガ奬勵ヲ圖ルハ喜ブベキナリ僅フニ染物業ノ分類多キ各部各業相俱テ始メテ改善進歩ヲ期スベク殊ニ糊置業ノ如キハ最種熟レタル技倆ヲ要シ爾他ノ進歩ニ伴ハザルベカラズ今ヤ學理應用ノ範圍ハ漸次擴大セラレ各種工藝共ニ其面目ヲ改ノソトスル時ニ際シ獨リ舊慣ノ愚守ヲ許サズ進ンデ之レガ改善ヲ圖スルハ實ニ諸子ノ責務ナリトス願ハクハ自今一層奮勵斯業ノ發達ニ努力セラレンコト式ニ臨ミ一言之ヲ告グ

大正二年五月一日

京都市長正五位勳四等法學博士井上密

© Kyozomekai

セリコーズ溶解法

セリコーズ	一〇〇分
醋酸（ボーメ七度）	一五〇〇分

右の割合にて容器に入れ二十四時乃至三十時間絶ゆる攪拌するときは完全に溶解す
但し少しの温度を與ふる時は短時間にて溶解す此溶液を原液となし接染液に加へ用ふ

接染液分量

金屬粉末	二〇〇分
氷醋酸	四〇分
水	一〇分
セリコーズ溶液	七五〇分

此等の割合の接染液を以て接染したる後充分乾燥せしめ之を露したる後水洗して乾燥するものとす燒基性染料を併用する場合には染料を十倍の醋酸を以て溶解し餘き所要の色相の濃度に應じて接染液に混加して用ふ
尚固着劑として鹽（セラチン）卵白又カゼイン（乾酪素）ヒアソモニア水の稀薄なるものに溶解して之に金屬粉末を混加して積染す其他アラビヤゴムグリセリン等を混加するは差支なし

月報川柳壇（第七回）

題　花。京名所。

咲き初めて風も通さぬ窓の梅　脇田柳影
麗筵窓に男女しき五月晴れ　堀補天坊
櫻狩り続線は青の思ひ出や　北村喜水
何を笑ひ狂女の顔へ花吹雪　松本春花
我慢に野末に咲きし名なき草　同　人
ホチームンらしいが二人花の宿　同　人
若樓の氣がふゞ狂ふ花の宵　小笹竹聲
生酔の背へひら〳〵花が散る　同　人
爪弾きの撞座へ卍と花が散る　北井七清
修學旅行鹿物園で喪にする　同　人
夕焼阿弥陀ヶ峯のいと哀れ　川本雨眠
春の夢宿で名所の高ばなし　北村春水
[illegible]　後藤千枝

五客

但無情感興に惜しき明の鐘　松本春花
二三日いつはりも有る花使り　小笹竹聲
花電車丁稚虚栄心で乘り　堀補天坊
鐘つきの袖に花が散る　北村喜水
新婚の旅行に丁度花ざかり　別所小牙

人位

忠僕茶屋かすかに遊の音を聞き　後藤千枝

地位

綺羅飾る花見小路は春の宵　川本雨眠

天位

出産生花に惧みの春を泣き　松本春花

自句

今年最う限りの樣に花見遊れ　富士子
金閣寺雪に觀光團の來る　同

次回課題、「出」「入」

〆切五月十七日　用紙ハガキ

投寄　當組合月報柳壇係り或は小川丸太町下る　西山富士子宛

月報川柳會延期　日時　五月十五日午後早々
京都時間にあら寸　會費　金　拾錢也
投吟柳士是非御參會を　會所前記富士子宅

友仙用板各種類
蒸箱水箱類製造
京都市西洞院夷川北入
商號　扇屋　上田商店
同錦通大宮西入
支工場　京都市外東九條竹田街道鳥羽道角
大阪市外本庄淀川鐵橋下運河道

官鹽
鹽にがり
▼食鹽苦汁（にがり）　容器の貸し賃は不仕候て容器共取賃仕候間御使用後御不用の場合は御一報次第代金持參店員差遣し申候
京都二條驛前
官鹽苦汁
苦汁結晶鹽
貨物運輸業
京組
電話上三五七八番

▼貨物の運輸　は特に御叮嚀且つ迅速にして殆ど無手數を以て御取扱申候間多少に不拘御用命の節願上候
貨物運輸業

發行兼印刷人　廣本新右衛門
編輯人　高谷復次郎
本紙代價　壹枚　金壹錢五厘
五號活字廿一字詰　一行　金貳拾五錢
特別廣告料　一行　金四拾錢
廣告料ハ總テ前金ニ可申受候事
京都市釜座竹屋町南
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

©Kyozomekai

公示

公示第拾壹號

左記ノモノ職工徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

大正二年四月二十五日

京都染物同業組合
理事長　石田喜兵衛

引染部員八木幸作徒弟
紋染部員植村為七郎徒弟
同　人　徒弟　元木　藤
同　人　徒弟　桜田定次郎
同　人　徒弟　井上良造
茶染部員梁田三郎徒弟　相宗孝次郎
紋上部員梁田三郎徒弟　宮本歓一
湯貫斗部員小野木久助徒弟　谷田毅郎
同　人　徒弟　川元巳之吉
同　人　徒弟　矢代米次郎
同　人　徒弟　亀田うん
同　人　徒弟　池田ふで
同　人　徒弟　野入保常雄
同　人　徒弟　河合とみ
同　人　徒弟　山中かね
同　人　徒弟　小泉鯖三郎
同　人　徒弟　小泉晋悟
艶打部員宮川文郎徒弟　武川信次郎

公示第拾貳號

左記ノモノ染物屋ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正二年四月二十五日

京都染物同業組合
理事長　石田喜兵衛

染物部員海老原寫三郎徒弟　四類　正一

雑報

●友仙部整理　同部員は五百餘名の同業ありて組合中の大部なるが随て之れに附属する種類も亦多数に亙れ居るため今まで何人が部長となるも統一の困難を稀へられしが今年部長改撰期に至り八木伊三郎氏當選以来之れが整理に就き研究する處ありしが決局は組合定款の規定に随ひ各區に幹事を置くと同時に區規約を設けしめ之を總括して部の基礎を定むる方針を立てたり本件に就き去る日役員會を開催し大体の方法を講じ尚ほ組合との聯絡を密固にし外部に對する交渉は組合總ての責に任すべく同廿六日組合長石田喜兵衛氏の臨席を求め之れが協議をなしたり其他部費徴收の件工賃價格標準の件等を議し其結果近日總會を開き之れらの件を附議する筈なり

●張物部長　去る三月改撰幹事の結果岸田勝次郎氏に當選せしも同氏は己ひを得ざる事狀のため辭職せられたるに就き組合は其理由を認め來る三日補缺撰挙を行ふ筈なり

●紋模様糊置部競技會　同部の徒弟競技會は出品百点枠点以上に至りたるを以て去る廿日限り締切りとなし廿四日普通審査をなし廿六日高等審査をなせり其審査員には金子染織學校教授工學士金子鷲壽氏亀田豊治氏石田喜兵衛氏小林太四郎氏に嘱托し審査法は例に依り匿名審査とし慎密なる査定をなし紋及模様部共一等賞一名宛二等賞四名宛三等賞拾五名づゝ優賞することに決し既に市役所商業會議所等へ褒状及賞金の下附申請をなしたり授與式は來る一日午前拾時組合に於て挙行せらゝ筈にて既に通知をなせり尚ほ形彫競技會は同月拾日の予定なれども雨天五日延れも

●徒弟夜學校　來月一日午后七時より例年の如く組合事務所に於て組合員の使用する職工徒弟のために夜學を設け普通教育を授くるに就き志望者は此際至急申込むべし假令期日後に至るも成るべく便宜を図り入學せしむる筈なり

●鉄鶴博覧會　目下開會中なる該博覧會の當組合出品は開數九間の小屋掛なるも出品は何れも最新の物多く特に伊藤虎之助氏の小紋染新模様の如きは大に衆目を惹くに足るもの木綿紋附染は田舎人の大に歓迎する所なりと當組合よりは審査員として木村副組長去る廿四日より出張せられ同廿七日歸京せられたり褒状授與式は五月四日に確定し左の順席に依り挙行せらるゝ筈なり

へ出品者は成るべく參列ありたしと該會より申來りたり、褒式の次第は午後一時三十分第一鈴にて出品人着席第二鈴役員來賓着席博覧會審査總長工學博士中澤岩太並に品評會審査委員長牛窪其三男、共進會審査長山田登代太郎三氏より審査の概要を報告授賞の申請をなし大森名譽會長より優等者に夫々賞品を授與し併せて式辞を聯絡を登固にし外部に對する交渉は組合總ての責に任すべく同廿六日組合長石田喜兵衛氏の臨席を求め之れが協議をなしたり其他部費徴收の件工賃價格標準の件等を議し其結果近日總會を開き之れらの件を附議する筈なり

●張物部長　去る三月改撰幹事の結果岸田勝次郎氏に當選せしも同氏は己ひを得ざる事狀のため辭職せられたるに就き組合は其理由を認め來る三日補缺撰挙を行ふ筈なり

●紋模様糊置部競技會　同部の徒弟競技會は出品百点枠点以上に至りたるを以て去る廿日限り締切りとなし廿四日普通審査をなし廿六日高等審査をなせり其審査員には金子染織學校教授工學士金子鷲壽氏亀田豊治氏石田喜兵衛氏小林太四郎氏に嘱托し審査法は例に依り匿名審査とし慎密なる査定をなし紋及模様部共一等賞一名宛二等賞四名宛三等賞拾五名づゝ優賞することに決し既に市役所商業會議所等へ褒状及賞金の下附申請をなしたり授與式は來る一日午前拾時組合に於て挙行せらゝ筈にて既に通知をなせり尚ほ形彫

セリコーズ溶解法

セリコーズ 一	一〇〇分
蓚酸（ポーメ七度）	一五〇〇分

右の割合にて容器に入れ二十四時乃至三十時間絶ねず攪拌するときは完全に溶解す

但し少しの温度を與ふる時は速時間にて溶解す此溶液を原液となし染料に加へ用ふ

染料溶液分量	
金属粉末	二〇〇分
氷蓚酸	四〇分
水	一〇分
セリコーズ溶液	七五〇分

此等の割合の染料液を以て染料したる後充分乾燥せしめ之を蒸したる後水洗し乾燥するものとす地基住染料を併用する場合には染料を十倍の蓚酸を以て溶解し最き所要の色相の濃度に應じて染料液に混加して用ふ

貴固着剤として鑑（セラチン）卵白又カセイソ（乾酪素）とアンモニア水の稀薄なるものに溶解して之に金属粉末を混加して染料する其他アラビヤゴムグリセリン等を添加するは差支なし

月報川柳壇（第七回）

題　花。京名所。

咲き初めて風も通さぬ窟の梅　脇田柳影
鹿鳴宴に男々しき五月晴れ　掘補夫坊
花が咲き茶店の娘の若枝り　北村喜水
櫻狩り続編は昔の思ひ出や　松本春花
何を笑ひ狂女の顔へ花吹雪　同　人
我慰は野末に咲きし名なき草　同　人
ホチームンらしいが二人花の宿　小笹竹雄
若後の氣がふゞ狂ふ花の宵　同　人
生酔の春へひら〳〵花が散る　土井七治
瓜剪きの摘座へ迚と花が散る　同　人
修學旅行仙台園で昔にもら　川本幽眠
夕暮何面花ケ峯のいとゝして　同　人
事の裏面で名所の高ばと　[illegible]
[illegible]

五客

鳥無情底園に惜しき明の鐘　松本春花
二三日いつはりも有る花曇り　小笹竹雄
花電車丁稚盧柴心で乗り　楓補夫坊
鐘つきの小僧の袖に花が散る　北村喜水
新郷の旅行に丁度花ざかり　別所小牙

人位

忠僕茶屋かすかに遠の音を聞き　後藤千枝

地位

綺羅飾る花見小路は春の宵　川本幽眠

天位

出資生花に惚みの春を泣き　松本春花

自句

今年最う限りの様に花見鶯れ　富士子
金閣寺雪に観光團の來る　同

次回課題、「出」「入」

〆切五月十七日　用紙ハガキ

投寄　當組合月報柳壇係り或は
小川丸太町下る　西山富士子宛

月報川柳會延期　日時　五月十五日午後早々
京都時間にあらず　會費　金　拾　錢　也
投吟柳士是非柳巷會を　會所前記富士子宅

官鹽
にがり
▼食鹽苦汁（にがり）　容器の貸し賃は不仕候　容器共取賃仕候間御使用後御不用の場合は御一報次第代金持參店員差遣し申候
官鹽苦汁結晶鹽貨物運輸業　京都二條驛前　京三組
電話上三五七八番

▼貨物の運輸　は特に御叮嚀且つ迅速にして殆ど無手數を以て御取扱申候間多少に不拘御用命の程願上候
貨物運輸業

友仙用板各種類
蒸箱水箱類製造
京都市西洞院夷川北入
商號　扇屋
同　錦通大宮西入
支工場　京都市外東九條竹田街道鳥羽道角
大阪市外本庄淀川鐵橋下流河道

發行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　高谷復次郎
本紙代價　壹枚　金壹錢五厘
五號活字廿二字詰　一行　金貳拾五錢
特別廣告料　一行　金四拾錢
廣告料ハ前金ニ可申受候事
京都市祭座竹屋町南
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

©Kyozomekai

商業會議所會頭告辭

近來染色ノ事業各地ニ特殊レ顯レテ各其特色ノ發揮ニ勉メタリ、アルハ殖業發展上尚ニ慶賀ニ堪ヘザルコトニス然レドモ我ノ國古的事業トシテ嚆矢ナレツ、アリ我京染ノ領域ヲ慰過セントスル現象アルハ我當業者ノ深ク注意スベキコトニシテ其努力研鑽ヲ要スルヤ切ナリ幸ニシテ我染物同業組合ハ風ニ各部門ノ奬勵徒弟ノ養成ニ留意シ本日又茲ニ校模樣柳置部徒弟競技會表賞授與式ヲ擧行シ徒弟諸君平素研究ノ結果ヲ公ニセル徒弟諸士ノ勞正ニ多トスベキモノアリ然レドモ斯業現下ノ趨勢ニ鑑ミ諸士前途ノ責任益々輕カラザルヲ覺フ願幾クバ尚一層ノ努力勉勵アランコトヲ式ニ臨ミ所思ヲ叙ベテ告辭トナス

大正二年五月一日

京都商業會議所會頭濱岡光哲

受賞者總代答辭

本組合校模樣柳置部ハ本日ヲ以テ茲ニ第六回徒弟競技會表賞授與式ヲ擧グラレ生等幸ニ其選ニ當リ列席スルヲ得タルハ實ニ光榮ナリ特ニ來賓各閣下ハ告辭祝詞ヲ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ依テ以テ將來ノ奮勵ヲ勸メラル光榮更ニ大ナルト共ニ責任モ亦重レ看グ今後宜シク之ヲ心ニ銘ジ其大成ヲ期シ以テ今日ニ酬ユルアランコトヲ一言答詞ヲ遂フ

大正二年五月一日

受賞者總代堀部貞吉徒弟堀部久市

柳置部徒弟受賞者

一等賞（紋ノ部）

堀部貞吉徒弟　堀部久市

二等賞

田村松之助徒弟　山内產太郎
村田銀助殿　髙田轟太郎
久保田久太郎　木本久
片山藤治郎殿　上樂榮三

三等賞

栗原留吉徒弟
藤村藤七殿
堀部貞吉殿
村田銀助殿
栗原留吉殿
堀部貞吉殿

加茂日寅太郎
小粥留三郎
山口近太郎
安土道山太郎
堀見朝三
奥村菊之助
堀部貞吉殿

●形彫部徒弟競技會　本月十日第三回形彫部徒弟競技會表賞授與式ヲ開催シタルニ當日ノ來賓ハ知事代理富田勝業課長商業會議所會頭代理藤井書記染織學校長金子鷲吉氏ヲ始メ新聞記者其他親戚合役員等ナリ午前十二時開會組長代理副組長金山藤兵衛氏ハ開會ノ辭ヲ述ベ金子審査長ノ審査報告アリ富田市藤業課長ノ授賞商業會議所ノ賞金授與アリ知事ノ告辭市長及商業會議所告辭アリ友仙部長八木伊三郎氏ヲ代ヒ上書部長井深氏浸落部長井上氏ノ祝辭矢部形彫部長ヲ代ヒ受賞者總代河合巳之助ノ答辭アリ午後十二時閉會セリ

大正二年五月十五日

京都市長正五位勳四等法學博士井上密

形彫部徒弟受賞者

一等賞

堀部貞吉殿
芝竹治郎殿
久保田久太郎殿
小倉藤治郎殿
石津藤三郎殿
堀部貞吉殿

褒狀

松尾市松徒弟

一等賞（模樣ノ部）

中島太三郎徒弟

二等賞

引原利七殿
渡邊芳三郎殿
壮村篤二郎殿
南久太郎殿

三等賞

中島太三郎徒弟
川越定次郎殿
引原利七殿
壮村五二郎殿
大竹芳夫殿
中島太三郎殿
引原利七殿

久世喜兵衛殿
遠藤久次郎殿
黑田竹次郎殿
壮村篤二郎殿
大月藤太郎殿

褒狀

板倉幸治郎徒弟

三好淺一
見玉喜代松
伊藤修一
髙木庄三郎
髙田幸治郎
濱崎竹治郎

（模樣ノ部）

岩崎宗治
桜尾清次郎
外三十七名

水本成
渡邊泰一郎
垣見强三
石田勇之助
尾崎春吉
沼田信太郎
川越國太郎
吉田吉次郎
菅安五郎
木下清太郎
藤堂喜之助
樋口友三郎
髙田朝吉
小寺重三
寺田政勝
黑田新之助
中村長平
大月[illegible]
藤村米吉
外三十八名

然ルニ近ノ模樣柳置部ハ本日ヲ以テ茲ニ第六回徒弟競技會表賞授與式ヲ擧グラレ生等幸ニ其選ニ當リ列席スルヲ得タルハ實ニ光榮ナリ特ニ來賓各閣下ハ告辭祝詞ヲ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ依テ以テ將來ノ奮勵ヲ勸メラル光榮更ニ大ナルト共ニ責任モ亦重レ看グ今後宜シク之ヲ心ニ銘ジ其大成ヲ期シ以テ今日ニ酬ユルアランコトヲ一言答詞ヲ遂フ

大正二年五月一日

京都市長正五位勳四等法學博士井上密

商業會議所會頭告辭

染色ノ分業ヲ奬勵シ之レガ統一ト調和トヲ計ルニ熱誠ナル京都染物同業組合ハ茲ニ形彫部第三回徒弟競技會ヲ開催シ斯業ノ發達ニ努メラル徇ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ吾人ハ道ノ極ノ僅フシニ臨ミ屋舗見ヲ遂ベシガ如ク分業的技術ノ發達ハ頗ヲ染色製品ノ精緻ト優秀トヲ保ス所以ノモノナレバ形彫技術ノ如キ設令染色上ヨリ見テ一ツノ補助的行爲ニ過ギザルガ如シト雖トモ一面ヨリ觀察スレバ染色技術ノ基礎トモ云フベケレバ之レガ優劣巧拙ハ品質上至大ノ影響ヲ及ボスヤ吾人ノ多言ヲ要セザルノ所ナリ然ルニ從來動モスレバ自ラ斯技ノ輕ンズルノ結果徒ラニ舊法ヲ襲習シ之ガ改善發達ニ對シ何等ノ注意ヲ拂ハザリシヲ以テ却テ退歩ノ跡ヲ辿リシ嘗ニ近當組合ノ奬勵ト同業者ノ自覺トニヨリ著シク改善セラレ大ニ面目ヲ改ムルニ至レルハ吾人ノ欣喜ニ堪ヘザル所ナリ願クハ諸子將來益々奮勵シ之ガ研鑽ニ怠タルコトナク優秀ノ技巧ニ絲新ノ考案ヲ應用シ染色工業ノ發達ニ資セラレンコトヲ式ニ臨ミ一言述フ以テ告辭ニ代フ

大正二年五月十日

京都商業會議所會頭濱岡光哲

祝辭

茲ニ京都染物同業組合形彫部ハ本日ヲトシ第三回徒弟競技會表賞授與式ヲ擧行セラル之レ實ニ徒弟ヲシテ益々技術ノ發展ニ向フ動機ヲ造ラシムル好案タルハ勿論斯業奬勵ト將來ヲ期シ[illegible]

從テ其責任モ亦一層重キヲ加ヘルモノナレバ益々不撓不屈ノ精神ヲ以テ倍勵ニ從ヒ已ガ技能ノ進歩發達ヲ期シ而シテ有終ノ美果ヲ收メンコトヲ切ニ希望スル所ナリ

祝辭ニ所感ヲ述ベテ祝辭ニ代フ

大正二年五月十日

友仙部長　八木伊三郎

答辭

本日ノ形彫部第三回徒弟競技會ヲ開クニ當テ各所神ノ御場ヲ辱フシタルハ光榮ノ大ナルモノナリ特ニ來賓ヲ[illegible]ラル於是吾部當事者及ビ受賞者ハ光榮ノ責任ノ更ラニ加ハルヲ知ル應ニ今後ノ[illegible]筋シテ益々斯業ノ發展ヲ期シ以テ染[illegible]ス[illegible]處アランコトヲ誓フモノトス一言答辭ヲ陳シテ答辭トス

大正二年五月十日

形彫部長　矢部重蔵

受賞者總代答辭

本組合形彫部ハ本日ヲ以テ第三回徒弟競技會表賞授與式ヲ擧行セラル生等幸ニ其選ニ當リ列席スルヲ得タルハ實ニ光榮ナリ特ニ來賓各閣下ハ告辭祝詞ヲ商業會議所ハ賞金ヲ賜ハリ依テ以テ將來ノ奮勵ヲ勸メラル光榮更ニ大ナルト共ニ責任モ亦重シ看グ今後宜シク之ヲ心肝ニ銘ジ其大成ヲ期シ以テ今日ニ酬ユルアランコトヲ一言答辭ヲ遂フ

大正二年五月十日

受賞者總代　河合巳之助

形彫部徒弟受賞者

壹等賞（甲生ノ部）

河合巳之助　本多太門郎
植村小吉　牧野金次郎

貳等賞

川村小三郎　若林忠治
小林庄八　西村松太郎
菅原輝　北村勘吉

參等賞

今川鳥[illegible]郎　早井鶴之助
宮本直治　見玉平三郎
小野米次郎　岩佐軍治
西川龍一　立部宣吉
[illegible]川[illegible]七
[illegible]

鶴島清助　伊藤大次郎
寺谷文雄　野村松太郎
壹等賞（乙生ノ部）　上田榮兵衛

松村寅一　若林仲次郎

貳等賞

望月宮之助　葛野幸太郎
作川清太郎　尾崎源三郎

參等賞

山田政次郎　守山勘次郎
土井義明　横田末次郎
西田喜太郎　長谷川元次郎
加納井之助　岩本太郎　中川國太郎
鶴山國太郎
吉川金松

褒狀（甲乙生共）

外五拾壹名

●浸落部競技會　本月十五日浸落部第九回徒弟競技會表賞の與式ヲ擧行す當日來賓の重なるは知事代理永戸課長代理藤井書記、金子染織學校長井に各部關係者及組合役員等なり午前十一時總員着席開會金山藤兵衛氏開會の式辭あり金子審査長の報告、富田課長の授賞、商業會議所の賞金授與、知事、市長井に商業會議所の告辭、其上浸落部長及受賞者總代大槻甫一氏の答辭あり正午十二時閉會せり

知事の辭

京都染織同業組合ハ本日ヲトシ浸落部第九回競技會表賞授與式ヲ擧ゲ僅フニ浸落ノ業タヘ科學ノ用技ノ練磨ニ俟ツベキモノ多シ之ガ發達ノ途一ニシテ足ラズ嘗テ青年徒弟ノ元ト品ヲ一場ニ蒐集陳展シ我ノ成績ヲ公平ニ評シ以テ奬勵ノ念ヲ振興シ以テ發達ノ念勵長セシムルハ時宜ニ適シタル設ト云ベシ茲ニ此趣旨ニ外ナラズ今ヤ本會ノ成ルアリ遂ニ近年進歩ノ傾向アルハ洵ニ喜フベキト雖モ近來科學ノ發達ハ各種工藝ノ進歩ヲ促スコト殆ンド際限ナシ工藝ニ從事スルモノ[illegible]勢ニ伴フ慢惰ナカルベカラズ諸子ハ[illegible]カク[illegible]ノ結果ハ編ニ愈々精勵以テ本會目的ニ[illegible]ハンコトヲ期スベシ式ニ臨ミ一言[illegible]ス

大正二年五月十五日

京都府知事正三位勳一等大森鍾一

商業會議所會頭告辭

浸落ハ染物調整上尤モ必要ナル機關ニ屬シ右來本市ノ當業者ハ巧妙ナル作業ト優秀ナル技倆ニ於テ風ニ名アリ然ルニ近時各地染業ノ發達ハ偶リ相俟テ之レガ發達進歩ヲ阻ノ禍ヲ惹キサンルモノアリ宜シク染業カラス今ヤ第九回徒弟競技會審査結了ヲ告ク表賞授與ノ式ヲ擧グルニ際シ就テ其作品ヲ見ルニ尚發達ノ餘地多カラズ幾近日學ノ進歩ハ決シテ現時ノ狀態ニ甘ンスルヲ許サズ益研鑽努力本市染色界ニ貢獻スル處アランコトヲ

大正二年五月十五日

京都市長正五位勳四等法學博士井上密

商業會議所會頭告辭

本會ハ回ヲ重ヌルコト茲ニ九回斯業ニ忠實ナル諸君ノ努力ハ漸次良好ノ結果ヲ收メ今回ノ出品ニ於テモ概シテ進境ヲ賜ムルコトヲ得タルハ吾人ノ深ク滿足スル所ナリ僅フニ浸落ノ技術ハ染色工程上一部ノ加工ニ過ギズト雖モ之ガ仕上ゲノ巧拙ハ直ニ染色品ノ良否ニ重大ナル關係ヲ有スルモノニシテ輕視スベカラザルハ吾人ノ多言ヲ要セザル所ナリ固ヨリ技術ハ染色ノ之ガ發達ヲ促スル機會ナカリシモ近時本組合ノ奬勵ト當業者ノ奮發トハ進歩ノ傾向ナキヲシムルニ至レルハ吾人ノ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ希クハ諸子將來益々研鑽以テ斯技ノ發展ニ努メラレンコトヲ式ニ臨ミ一言ヲ叙シ以テ告辭トス

大正二年五月十五日

京都商業會議所會頭濱岡光哲

答辭

本部ハ技術奬勵ノタメ年々徒弟ノ製品ヲ蒐集シ其優劣ヲ判シテ之ニ擬賞シ各自ヲシテ其技術ノ如何ヲ知ラシム茲ニ以テ近來徒弟ノ品性ト技術ノ上ニ於テ多少面目ヲ改メタルノ觀アルハ當事者ノ鄙ムル所ナリト雖モ前途尚ホ遼遠ナリ今茲ニ第九回ノ表賞授與式ヲ擧行シタル各來賓閣下ハ告辭祝詞ヲ賜ハリ特ニ商業會議所ハ賞金ヲ下附セラル均シク之レ斯業奬勵ノ皆無ニカ、ルモノ部當事者ハ勿論受賞者一同ノ光榮ニシテ亦忘ルヘカラザルヲ之ヲ肝ニ銘シ他日ノ大成ヲ待ツテ本日ニ酬ユルアランコトヲ誓ツ答辭トス

壹等金賞

纐纈黑染部　吉本平次郎

貳等銀賞

髙島金兵衛　小島彌七
堀浦傳三郎　櫛田和助
横江嘉七　村田源助

三等銅賞

岡田藤次郎　中西安次郎

褒賞

髙木喜三郎　外山宗治
三橋勇蔵　加地藤次郎
梅田染工場　佐々木竹次郎
中西傳次郎　平井包太郎
伊藤虎之助　森井喜一郎
金森喜太郎
西脇竹三郎
八木喜作

試驗記事

●纐纈染

纐纈染とは一般に白地又は淡色地に不規則なる龜裂を染め出したるものにして高雅な趣味を有す現今行はるゝ纐纈染は日本蠟と松脂とを混合し一種の防染劑を造りこれを生地の裏面に施し冷却したる後これを適宜に龜裂せしむる時は種々の不規則なる線を生ずるものなりこの龜裂に依て生ぜるものは面ち網狀の如き放射線狀の如き又は長短の直線を生ずる等種々の形狀を現はすも之を施すには大いに熟練を要するものなりこれを冷液の染浴中に浸漬すれば染液は其の裂目より浸み込みて前記の如く亀面上に現はれたる龜裂の形狀に應じ緻密なる模樣を染め出す之れ即ち纐纈染なり而してこれが防染劑を脫却せしむるには石鹸を炭酸曹達の熱湯中にて浸洗すれば容易に之を除去し得る又これに用ふる染料は石鹸に最も堅牢にして冷浴にて染め得る種類のものを用ひざるべからず即ち植物染料鑛物染料又はアリザリン染料の如き之れなり其の染法次の如し

●防染劑ノ作リ方

勝染劑は松脂と日本蠟とを鐵製の釜にて煮き充分溶解したる時生地をこの内に入れて適當の方法にて布面にこれを一樣に塗附するものにして其防染劑の松脂と蠟との割合は朔陰によりて異

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

公示第拾五號

左記ノモノ組合員ニ於テ使用スルコトヲ停止ス

大正二年六月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

形彩部員還下善太郎徒弟　木多熊造
同置部員藤井熊七郎徒弟　澤田初太郎
引染部員中村[illegible]徒弟　上野利三郎
友仙部員北村重藤徒弟　廣田文治郎
同　人　徒弟　大橋市松
湯駄斗部員[illegible]徒弟　佐井きぬ
友仙部員中島[illegible]徒弟　市川とき
同　部員[illegible]徒弟　赤井正之助
絞上書部員[illegible]徒弟　齋藤佐太郎
小絞部員石[illegible]徒弟　佐藤春吉
湯駄斗部員[illegible]徒弟　小谷つや
糸總色染部員[illegible]徒弟　永島信二郎
同　人　職工　吉村重太郎

公示第拾六號

左記ノモノ年[illegible]ノ示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正二年六月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

[illegible]郎徒弟　姪川[illegible]
小絞部員[illegible]郎徒弟　御田歌義

公示第拾七號

左記ノモノ組合員ニ於テ使用スルコトヲ停止ス

大正二年六月二十五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部員藤井克太郎徒弟　篠原環士
小絞紺染部員[illegible]田順太郎徒弟　堀田兵次郎
艶打部員山中[illegible]吉徒弟　中野八十吉
茶染部員[illegible]井[illegible]次郎徒弟　馬杉藤一郎
同　人　徒弟　野村安次郎

雜報

●友仙絹布染區規約　友仙部の絹布染に屬する同業者は去る五月以後區規約の制定となすと同時に染工賃最低賃格標準を作成し之に伴ふ實行規程及検査員規程を編成し之を發布し其勵行に力ひる處ありしが其後北井某高橋某の二氏は規約違反の行爲ありとて一時問題を引起したりしが兩氏とも其實行期日の發布を誤解し居りしため紛議を生じたるも種々會議の末本月[illegible]の解決を告げたり

●友仙絹布區規約

第一條　本區ハ友仙部規約第三條ニ據リ設置ス

第二條　本區ハ絹布友仙區ト稱ス

第三條　本區ハ左ノ種類ヲ包含ス
一絹布友仙、一絹布更紗、一絹布半襟、一絹布玉糊、一絹布白書、一絹布延糊

第四條　第三條ノ種類營業ナキ區員ヲ第一第二ノ二種ニ區分ス
第一種ハ得意先ヨリ直接白生地ヲ受取リ加工スル者ヲ云フ（上職ノ事）

第二種ハ第一種（上職）ヨリ受取リ加工ヲ[illegible]者ヲ云フ（下職ノ事）

第五條　本區ノ事務ハ當分部員ノ居宅ヲ以テ之ヲ充ツ

第六條　本區員ノ遵守スベキ事項ハ左ノ如シ
一斯業ノ改良發達ヲ企圖スルコト
一染工賃最低價格標準ヲ協定シ實行スル事
一注文主ニ對シ不正ノ行爲ナキス可カラズ
一組合又ハ部ヲ、區ヨリ取引停止ノ公示ヲ受クタル注文主ヨリ新タニ注文ヲ受クザルコト
一携言其他不正ノ所為ヲ以テ同業者ノ注文主ノ注文ヲ奪フ可カラズ
一得意先名簿臺帳ノ作製ヲ必要トス[illegible]ノ時ハ能ク區ノ要求ニヨリ其ノ現在得意先ノ住所氏名ノ届出ヲ爲ス可シ
但シ異動ヲ生ヒタルトキモ又同ジ
一工賃勘定ノ請求ヲ一定ノ期間ニ改ムル事
一同業者ノ職工徒弟ハ其ノ許諾ナクシテ使用ス可カラズ
一組合、部又ハ區ノ屋入停止又ハ禁止ヲ受ケタル者ヲ公示セラレタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用ス可カルコト
一本部又ハ區ノ役員及ビ其ノ指定セル事務員ノ檢査及ビ諮問ニ對シ拒否スルコトヲ得ズ
一職工及ビ徒弟ノ匿票ヲ受タシノ其ノ服務規律ヲ遵守セシムル事
一職工及ビ徒弟ノ教養ヲ怠ル可カラズ
一就業中病疾又ハ疾病ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト
一職工徒弟ヲ傭入レシ又ハ解傭シタルトキハ三日以内ニ當區ニ届出ヲベシ
第七條　前條各項ヲ實行スルニ必要ナル規程及ビ委員ヲ設クルハ其ノ分場ニスベキ區役員會ノ決議ヲ以テ之ヲ設定シ幹事ノ手ヲ經テ部長ノ承諾ヲ受クベシ
第八條　本區員ハ區ニ對シ左ノ權利義務ヲ有ス
一區員間ノ營業上ニ生ヒタル紛議ノ調停ヲ求ムル事
一區員ハ注文主ニシテ不當ノ歩引割引ヲナシレガ塞分方ヲ求ムルコト
一區ノ事業又ハ會計及ビ財産等ニ關シ說明ヲ求ノ或ハ意見ヲ開陳スル事
一區ノ役員ニ選擧セラレシ又ハ選擧スルコト
一區ノ經費並ニ區會ニ於テ是認シタル費用ヲ分擔スルコト
一組合定款並ニ部規約ハ勿論本區ノ決議事項ヲ遵守スルコト
一營業場所其他ノ異動ヲ生ヒタルトキハ届出ルコト
第九條　區員ハ區ニ對シ書面ヲ以テ決ナシ又ハ區員ニ委任シテ表決權ヲ行フコトヲ得
第十條　當區ニ左ノ役員ヲ置ク
一顧問　同
一會計　同
一商議員　若干名
第十一條　役員ノ賞罰左ノ如シ
一賞ヲ年以上本業ニ從事スル區員ニ與フル
一滿貳拾五年以上ノ男子タルコト
一部又ハ區ノ逸約處分ヲ受ケタルコトナキモノ
第十二條　役員ノ職務權限ハ左ノ如シ
一幹事ハ區ヲ總理ス
但シ幹事ハ本部々長ニ委任セシムルコトヲ得
一幹事ハ區會ヲ召集シ之ガ議長トナルコト
一幹事ハ區會ニ附議ス可キ議案並ニ報告ヲ作成スルコト
一幹事ハ區員ヨリ紛議ノ調停ヲ申請シタルトキハ商議員會ヲ開キ調停セシムルコト
一顧幹事ハ幹事ヲ補佐シ其事故アルトキハ之レガ代理スルコト
一會計ハ區ノ經費收支並ニ會計及ビ用度ノ事務ヲ整理シ區ノ財產ヲ保管ス
一商議員ハ區ノ重要事項ヲ審議ス
第十三條　役員ハ區員中ヨリ選擧ス
第十四條　役員ノ任期ハ滿二ヶ年トス
第十五條　區會ハ定期臨時ノ二種トス
一定期區會ハ一月ニ開キ臨時會ハ須要事件アリタルトキ之ヲ開ク
第十六條　會議ノ召集ハ開會ニ日以前ニ日時會場及ビ議件ヲ記載シテ通知ス
但緊急ヲ要スル場合ニ於テ前項ノ通知ヲ十二時間内ニ短縮スルコトヲ得
第十七條　區會ノ決議ハ出席議員ノ過半數ノ同意ヲ以テ之レヲ定ムル可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル
第十八條　本規約ニ違反スルモノハ金貳拾圓以上貳百圓以下ノ範圍ヲ以テ商議員會ノ決議ヲ經テ違約金ヲ科シ幹事ヲシテ之レガ處分ノ實行ヲナサシム
第十九條　本區ハ違約者ヨリ徵收シタル違約金ハ區ノ財產ニ編入ス
第二十條　本規約ニ條項ナキモノハ總テ組合定款並ニ部規約ヲ準用ス
◎京都染物同業組合友仙部絹布友仙區染工賃最低價格標準實行規程
第一條　本組合定款第九條第七款第一項ニ據リ染工賃最低價格標準ヲ制定セシムル件ヒ本規程ヲ設ク

© Kyozomekai

なるものなり則ち冬期なれば松脂二匁日本蠟一匁の比例なるも夏期なれば松脂四に日本蠟一割又は秋なれば松脂三に日本蠟一の割合にて溶したるものを適當とす然れども夏の最も暑き時は防染料を施したる後冷水に浸すか又は水にて冷却すれば一層の効果あるものとす

●絹布黑色染法
（生地百匁に對する量）

ログウードエキス　三十匁
水　適量
以上の冷液中に防染料を施したる絹布を一夜間浸し次に
重クローム酸加里　十匁
を溶したる微温湯に三十分間通し
石鹼　十匁
炭酸曹達　十五匁
を溶したる熱湯中にて洗ひ防染料を取り去り後温湯にて洗ひ乾すべし

●同　暗紫色染法

ログウードエキス　三十匁
水　適量
以上の冷液中に六時間乃至十時間浸しとき
明礬　十匁
を溶解したる微温湯に一時間浸し後石鹼と炭酸曹達の熱液中にて水洗すべし

●同　綠色染法

綠礬（第一硫酸鐵）　三十匁
水　適量
右の冷液中に一夜間浸漬して次に
ブロンズ　三十匁
を溶したる微温湯中に三十分間浸し後石鹼と炭酸曹達の熱湯中にて水洗すべし

●同　褐色染法

カテキユウ　二十匁
水　適量
右の冷液中に一夜間浸しとき次に
重クローム酸加里　五匁
を溶解したる微温湯中に三十分間浸し後石鹼と炭酸曹達の熱液中にて水洗すべし若し濃褐色を得[illegible]

●同　鼠色染法

ログウードエキス　十五匁
水　適量
右の冷液中に一夜間浸しとき次に
木醋酸鐵（トワアドル）　八度
のものに三時間浸漬し後石鹼と炭酸曹達の熱液中にて洗滌すべし

●同　橄欖色（オリーブ色）染法

木醋酸鐵（トワアドル）　二十二度
のものに一夜間浸し次に
炭酸石灰　二十匁
をとかしたる微温湯中に三時間浸漬し次に
フラビンの浸出液（トワアドル）三度
に二時間浸し後石鹼と炭酸曹達の熱液にて水洗すべし

●同　カーキ色染法

醋酸クローム（トワアドル三十度）二分
醋酸銅　（トワアドル二十度）一分
右の割合にて混合したる液中に一夜間浸漬し次に
炭酸曹達　十五匁
を溶解したる微温湯中に一時間浸し次に石鹼と炭酸曹達の熱湯中にて水洗すべし

友仙用板各種類
蒸箱水箱類製造
京都市西洞院夷川北入
商號　扇屋
同錦通大宮西入
上田商店
支工場

月報川柳壇

席上吟、新世帶、讓渡れ、實璨、花屋り酔ふた同士が連れになり　藤本悠々子
温泉に電車に實璨知られ　多田孤山
駈落ちかはた新婚かたから璨　富永指水
道連れの最う此の驛でお別れか　吉田六好坊
道連れはなく暮れかゝる一人旅　村上杜若
道連れに土手の長さも打ち忘れ　石田靜波
掛茶屋で道連れになる登山客　小倉吟柳子
女學世界も取つてる新世帶　後藤千枝
最合傘遂來橋は春の雨　黑田朝郎坊
からかひに友達が來る新世帶　小笹竹壓子
母一人監督に來る新世帶　藤本紅二
駈落ちて來た夜は雨の實璨　西山富士子

席上角力吟　題、續。（但シ勝者句のみ記）

故障車の出來て電車の八九臺　吉田六好坊
負け續き蕎客も去て眼の冴へる　小倉柳吟子
三面へ續報何所も彼も辯さ　多田孤山坊
降り續き木賃に悪痴ち彎男　後藤千枝
飛び入りが意外四五番勝ち續け　西山富士子

余投句は、日出、中央、謹繪。紙上で發表致す事に成りました尚は本號出入の募集吟次回へ別せり投稿者諒之

月報川柳研究會集。第一卷課題「明」二句吐〆切六月十日、用紙ハガキ、投寄、富士子宛

染物工場貸附廣告

一所在地
上京區小路通西洞院西入
一總坪數　五拾坪
一二階建　參拾坪
平屋建　四坪
一三階物干ヒロバ
一間口二間七分五厘
一裏空地　乾燥用地
右低價ニ貸ス可ク御用ノ向ハ同町
片山淺吉方へ

本紙代價　壹枚　金壹錢五厘
五號活字廿二字詰　一行　金貳拾五錢
特別廣告料　一行　金四拾錢
廣告料ハ總テ前金ニ可申受候事

發行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　高谷復次郎
發行所　京都染物同業組合事務所
京都市釜座竹屋町南
電話上ニ六七七番

© Kyozomekai

第二條　當區員ハ本規程ヲ實行メ各ハ勿論同業者ハ常業ノ發達ト全國ノ發展ニ對シテハ誠實ニ取引ヲナスコト

第三條　當區員ハ本規程ヲ敬布ト同時ニ現在取引セル得意先ニ對シ工賃改正ノ要求ヲナシ實行スルコト

第四條　當部又ハ監ニ於テ調査ノ必要アルトキハ區員ニ對シ現在取引セル得意先ノ住所氏名ヲ申告セシムル事アルベシ

第五條　區員ニシテ得意先ヲ同ジクスル者ハ常ニ意志ノ疎通ヲ圖リ取引方法ヲ一定シ荷モ他人ノ相出入者ノ損害ヲ顧ミス如キ行爲ヲナスカラズ

第六條　區員ハ同業者ニシテ違反行爲ヲナスカ或ハ其ノ疑惑アルモノアルトキハ部長又ハ檢査委員ニ通告スル義務アルモノトス

第七條　新ダニ取引ヲ取結ベキ得意先アルトキハ從前取引セル同業者ト同一ノ行動ヲ以テ注文ヲ受クル可シ

第八條　區員ガ新タニ注文ヲ受クルトキハ於テ其注文主ガ同業者ト工賃問題ニ關シ紛議中ノモノナルトキハ之ヲ拒絶ス可シ

但シ此場合ハ部長ヘ通知シ一般同業者ヘ通告スルモノトス

第九條　區員ハ注文主ト取引上ニ關シ紛議ヲ生ジタルトキハ檢査員ニ屆出テ其ノ解決ヲ求ム可シ檢査員ハ其ノ事實ヲ調査シ之レガ仲裁ヲナスモ得意先ノ不法ニシテ尚ホ應ゼザルトキハ一般同業者ニ通告シ取引ヲ拒絶ス可シ

第十條　區員ニシテ第四條ノ要求ニ應ゼザルトキハ其ノ期間ニ於テ給料ヲ生ズトモ第九條ノ手續ヲナス事ヲ得ザルモノトス

第十一條　當區ハ染工賃最低價格賃行規程ノ爲ガ行ヲ期スルタメ監査役及ビ檢査員若干名ヲ置ク

第十二條　監査役及ビ檢査員ハ區員中ヨリ選擧シ其職務規程ハ別ニ之ヲ設ク

第十三條　檢査員ハ調査ノ上同業者中ノ營業狀態ニ鑑ミ各等級ヲ定ムルコトヲ得

但シ此場合ハ監査役ノ同意ヲ要シ級等表ハ通告ス此ノ通告ニ對シテハ異議ヲ申出ヲ不ル事ヲ得ス

第十四條　區員ハ何ナル場合ト雖モ組合、部及ビ區ヨリ出張セル檢査員ニ對シテハ工場臨檢又ハ本規程調査ニ必要ナル帳簿及ビ參考品ノ檢閲ヲ拒ム可カラズ

第十五條　區員ニシテ違反行爲アリト認ムルモノアルトキハ檢査委員ニ通告シ其ノ調査ヲナスモノトス

第十六條　違反者ト認定シタルトキハ檢査委員ハ其ノ事實ヲ當區ニ報告シ其ノ處分ヲ當部ニ通告ス

第十七條　檢査委員ニシテ違反者ト認ムルトキハ檢査委員ハ其ノ事實ヲ當部ニ報告シ其ノ處分ヲ當部ニ通告ス

第十八條　部長ハ第十六條ノ申請ヲ受クタルトキハ之レガ處分ニ對シテハ異議ヲ申出ヲ不ル者ハ之ヲ拒絶シ一般同業者ヘ通告スベシ

第十九條　役員會ニ於テ處分決定シタルトキハ違反者ヘ通告シ之レガ實行ノ責ニ任ズベシ

第二十條　區員ハ處分決定ヲ受クタル時ハ之レニ服從スベキハ勿論ナリト雖モ當日重ナル來賓ノ下ニ不服アル時ハ京都染物同業組合組長ニ再調査ヲ求ムル事ヲ得

但シ再調査ヲ求ムル事ヲ得ザル者トス

第二十一條　本規程ノ違反處分ハ區役員、監査役及ビ檢査員ノ審議ヲ經テ壱拾圓以上壱百圓以下ノ違約金ヲ科ス

第二十二條　違約金ハ區ノ基本積立金トナシ有益ナル事業アルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ之レヲ支出スル事ヲ得

第二十三條　本規程ヲ修正加除セントスル時ハ區總會ノ決議ヲ經ベシ

第二十四條　本規程ハ京都染物同業組合組長ノ認可ノ日ヨリ効力ヲ生ズ

◎檢査委員規程

第一條　當區ハ工賃最低價格標準實行規程第十二條ニヨリ本規程ヲ設ク

第二條　檢査委員ノ任期ハ壹ヶ年トシ任期中ハ辭任スルコトヲ得ズ

第三條　監査役三名檢査委員十名ヲ置キ各等級ヨリ委員ヲ擧グ

第四條　檢査委員ハ常ニ受持區員ヲ監督スルコト

第五條　檢査委員ハ公平無私ニシテ職務ニ忠實ナル可シ

第六條　檢査委員ハ常ニ氣脉ヲ通ジ事務ノ打合セヲナスベシ

第七條　檢査委員ハ其受持區域ヲ廻更シ監督スル事ヲ得

第八條　檢査委員ハ違反行爲アリタル時ハ直ニ委員會ヲ開キ其決議ヲ部長ニ報告スベシ

第九條　檢査委員ニシテ其ノ違反行爲者ノ親族或ハ特別懇親ナルモノダル時ハ處分會議ニ列席スルコトヲ得ズ

第十條　檢査委員ハ自己ノ意見ヲ以テ他檢査委員ノ行動ヲ牽制スルガ如キ行爲アルベカラズ

第十一條　檢査委員ハ毎月一回其ノ檢査成績ヲ當部ニ報告スベシ

第十二條　檢査委員ハ同業者ニシテ約規ノ實行ニ力メ他ノ模範トナル者アル時ハ部長ニ報告シ表彰ノ決議ヲ求ム可シ

第十三條　檢査委員ハ互選ヲ以テ委員中ヨリ部長ヲ置キ會議ノ議長トナス

第十四條　檢査委員會ハ三分ノ二以上ノ出席ヲキ時ハ開會スルヲ得ズ

決議ハ出席委員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ決ス

第十五條　檢査役ハ檢査委員事務ヲ監督シ違約處分ノ會議ニ發與シ意見ヲ述ブルヲ得

但シ決議ノ數ニ加ハル事ヲ得ズ

絹布友仙區　役員

幹事　部長　八木伊三郎（兼任）

副幹事　副部長　藤本忠次郎（仝）

會計　東　才次郎

東　才次郎

檢査員　長澤　忠七

木村仙太郎

安田鐘合名會社

北村末次郎

森田菊之助

水谷利三郎

吉沢熊吉

西浦重泰

北村重泰

吉川宗次郎

鶴井繁太郎

竹中牛次郎

北井嶺吉

監査役

大正二年五月二十二日區總會區商議員撰擧ノ結果當選者左ノ如シ

岡崎卯三郎

北村末次郎

鶴井繁太郎

水谷利三郎

北井嶺吉

安田鐘合名會社

兒島宇一

東才次郎

東才次郎

太二郎

竹中牛次郎

木村仙太郎

北村重泰

西村光吉

高橋佐吉

小林正太郎

中島其三郎

森田菊之助

栗本久米太郎

吉岡宗次郎

◎牛衿形付區徒弟授賞

牛衿形付區徒弟授賞式ハ去拾壱日京都友仙牛衿形付區第五回徒弟授賞式ヲ挙行セラル牛等幸ニ其ノ選ニ當リ別掲スルカ如キ決定ヲ得タリ

大正二年六月十五日

京都染物同業組合

市長告解

京都染物同業組合ハ茲ニ友仙牛衿形付區第五回徒弟授賞式ヲ挙行シ益々斯業ノ發達ニ資セントス願フニ牛衿ハ婦人裝飾品中ノ斯業ノ發達ニ貢セントス願フニ衣裳ノ色彩ト相俱ツテ容貌品位ヲ支配スルコト恰モ群鶏ニ於ケル鶴ノ如キ關係ヲ有シ之レガ形付ノ巧拙ト意匠ノ適否ハ製品ノ價値ニ至大ノ影響ヲ及ボスベキモノニシテ優良ナル考案ト器械ナリト雖ニ俟ツベキモノ多シ諸子須ラク斯ノ大義ニ基キ共ニ常ニ嗜好ノ趣ク處ヲ深ク研究シ益々本日ノ賜物ノ手腕ヲ發揮スル努力スベシ願フ一言ヲ告ク

大正二年六月十五日

京都市長　西尾臨太郎

商業會議所會頭

我ガ京都ニ於ケル染色事業ノ改善ニ關シ特ニ組合員諸士等ニ茲第四回ノ反省ヲ請フヘキモノ多ケレトモ此際ノ技ト共ニ最モ重キヲ置カルヘキモノハ今ヤ躍地方ニ特製シ面シテ其技術ハ常ニ進歩ヲ有シ之レガ形付ノ巧拙ト意匠ノ適否ハ製品ノ價値ニ至大ノ影響ヲ及ボスベキモノニシテ優良ナル考案ト器械ナリト雖ニ俟ツベキモノ多シ諸子須ラク斯ノ大義ニ基キ共ニ常ニ嗜好ノ趣ク處ヲ深ク研究シ益々本日ノ賜物ノ手腕ヲ發揮スル努力スベシ願フ一言ヲ告ク

大正二年六月十五日

京都商業會議所會頭　岡崎卯三郎

受賞者總代答辞

本組合ハ本日ヲ以テ第五回徒弟授技會授與式ヲ挙行セラル牛等幸ニ其ノ選ニ當リ別掲スルカ如キ決定ヲ得タルハ實ニ光榮ナリ特ニ來賓ト臨下ノ諸君或ハ商業會議所ハ賞金ヲ與ヘ給ヘ斯業ノ奮勵ヲ勵マシ光榮ニ與ヘ給ヘ共ニ益々斯業ノ攻究セラルベキハ固ヨリ當然ニシテ敢テ怪ムニ足ラスト雖モ之ノ同時ニ我ガ京染ノ關係業者ハ須ラク道義ニ則リテ德地方ノ發榮ニ對抗シ京染ノ面目ヲ保持シ京染ノ神髄ヲ失ハサルコトニ盡瘁アランコトヲ切望ス是ハ本日爲ル友仙牛衿形付區表賞授與式ノ擧ニ當リ謹テ叙ハヲ告辭トナス

大正二年六月十五日

京都染物同業組合

受賞者總代答辞

本組合ハ本日ヲ以テ第五回徒弟授技會授與式ヲ挙行セラル牛等幸ニ其ノ選ニ當リ別掲スルカ如キ決定ヲ得タルハ實ニ光榮ナリ特ニ來賓ト臨下諸君或ハ商業會議所ハ賞金ヲ與ヘ給ヘ斯業ノ奮勵ヲ勵マシ光榮ニ與ヘ給ヘ共ニ益々斯業ノ攻究セラルベキハ固ヨリ當然ニシテ敢テ怪ムニ足ラスト雖モ之ノ同時ニ我ガ京染ノ關係業者ハ須ラク道義ニ則リテ德地方ノ發榮ニ對抗シ京染ノ面目ヲ保持シ京染ノ神髄ヲ失ハサルコトニ盡瘁アランコトヲ一言ニ切望ス

大正二年六月十五日

受賞者總代竹下常次郎徒弟兄立五郎

第五回京都染物同業組合友仙牛衿形付區徒弟授技會授賞者

甲　等　賞（五名）

横江彌太郎徒弟　南部岩雄

竹下常次郎徒弟　兄立五郎

吉田房次郎徒弟　上村長吉

横江彌太郎徒弟　堀谷錦助

岡口　正弘徒弟　川崎定次郎

乙　等　賞（十名）

吉田　末吉徒弟　佐藤栄太郎

竹村彌三郎徒弟　齋藤留市

山崎芳之助徒弟　井上長次郎徒弟

伊藤来吉徒弟　内記忠次郎徒弟

坂井秀三郎徒弟　竹下常次郎徒弟

中司良藏徒弟　山田　四郎徒弟

近藤喜八郎徒弟　藤田秀次郎徒弟

岡崎新吉　丸ノ里清三郎

褒　狀（十名）

横江彌太郎徒弟　平尾理三郎

山田　調郎徒弟　今川宗吉

竹村彌三郎徒弟　清水龜次郎

倉井駿吉徒弟　増田禹造

佐藤九市徒弟　古市勇次郎

横江彌太郎徒弟　平尾英次郎

岡口　正弘徒弟　岡口正次郎

浅海良之助徒弟　山崎和市

山田藤次郎徒弟　小川勇吉

古川　眞吉

◎廻部組合

組業者ハ其氣少ケレ多ク水手ノ都合なり乾場の施手より乾神橋界涯に限りて工場を所有せしを嫌ども近時往川近逃へ轉往するもの多くなりしため各營業狀態を異にし兎角同業者間の意志の疎通を欠き特に近來市場不況のため製品少なく隨ふて工場も閑散なるの結果競爭の弊害を生じ敢て支和價はざる盛の程度に陥りたるを以て同業者も大に覺醒する處ありて初旬以來再三集合し協議する處ありしが遂に去る廿三日午後一時より組合事務所に於て總會を開催し種々審議の上部規約の改正をなし其期行に短ひるより外なしと一決し其起草委員を部長に一任し解決せり　熟打部は目下京地仕入時期なるに繁ひ多忙を極むるを以て此際今年度に於ける工賃標準を設くるの必要ありとて執る日總會と同時に移し解散同所に開き居るも某位置上京に係し協議の上昨年度の二割上げを標準とし實行することゝし我が組合間の交渉を以て之が承認を求め賃く事の決議をなしたるに就き當組合は京盛組合へ照會し其承諾を得たり

●糸絽色染部員違約處分決定　同部調査會の申請に係る違約處分は左の通り決定し六月廿一日付を以て違反者吉川晋七へ告知書を發送せり

處分決定書

糸絽色染部

吉川晋七

右ハ京都染物同業組合糸絽色染部染工賃最低價格標準實行規程第八條ニ抵觸スル違反行爲ニ付キ同規程第拾條ニ依リ違約金拾圓ヲ科シ染工賃最低價格標準違反ハ証拠薄弱ニ付キ處分ヲ免除ス

理由

吉川晋七ハ京都染物同業組合糸絽色染部ニ屬スル組合員ナルヲ以テ組合定款部規約規程其他ノ決議事項ヲ遵守スベキ義務アルモノナリ然ルニ本人ハ恣ニ織物業者ノ組織セル金襴會ト氣脉ヲ通ジ該會員ノ使用スル織糸ノ染上ゲヲナスノ特約ヲ結ビ他同業者ノ受クル利益ヲ蹂躙セントセリ之レガタメ一時金襴會ハ吉川晋七ヲ金襴會公部ノ染特約店トシテ發表スルニ至レリ其後吉川晋七ハ當組長ニ對シ其特約店ニアラザルコトヲ証明スルタメ種々辯解ノ方法ヲ採リシト雖モ既ニ該會總會ニ出席セル事實アルヲ以テ見レバ毫モ信ズルニ足ラザルモノトス特ニ本人ハ部役員ニ列スルモノナレバ斯カル場合ハ尤モ慎重ノ休度ヲ以テ範ヲ他ニ示スベキ位置ニアルモノナルニ拘ハラズ同業者間ニ紛擾ヲ惹キシノミナラズ行爲アルハ不都合ノ至リトス尚ホ部調査會ハ染工賃最低價格標準ニ違反セルヲ以テ同ロク處分ノ申請ヲナシタリト雖モ証據薄弱ナルヲ以テ處分ヲ免除スルヲ正當トシ主文ノ如ク決定ス

大正二年六月廿一日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

夜學分校開始

當組合諸野學校は染織學校轉後組合事務所に移し解散同所に開き居るも某位置上京に係し協議の上昨年度の二割上げを標準とし實行することゝし我が組合間の交渉を以て之が承認を求め賃く事の決議をなしたるに就き當組合は京盛組合へ照會し其承諾を得たり

●糸絽色染部員違約處分決定　同部調査會の申請に係る違約處分は左の通り決定し六月廿一日付を以て違反者吉川晋七へ告知書を發送せり

處分決定書

糸絽色染部

吉川晋七

右ハ京都染物同業組合糸絽色染部ニ屬スル組合員ナルヲ以テ組合定款部規約規程其他ノ決議事項ヲ遵守スベキ義務アルモノナリ然ルニ本人ハ恣ニ織物業者ノ組織セル金襴會ト氣脉ヲ通ジ該會員ノ使用スル織糸ノ染上ゲヲナスノ特約ヲ結ビ他同業者ノ受クル利益ヲ蹂躙セントセリ之レガタメ一時金襴會ハ吉川晋七ヲ金襴會公部ノ染特約店トシテ發表スルニ至レリ其後吉川晋七ハ當組長ニ對シ其特約店ニアラザルコトヲ証明スルタメ種々辯解ノ方法ヲ採リシト雖モ既ニ該會總會ニ出席セル事實アルヲ以テ見レバ毫モ信ズルニ足ラザルモノトス特ニ本人ハ部役員ニ列スルモノナレバ斯カル場合ハ尤モ慎重ノ休度ヲ以テ範ヲ他ニ示スベキ位置ニアルモノナルニ拘ハラズ同業者間ニ紛擾ヲ惹キシノミナラズ行爲アルハ不都合ノ至リトス尚ホ部調査會ハ染工賃最低價格標準ニ違反セルヲ以テ同ロク處分ノ申請ヲナシタリト雖モ証據薄弱ナルヲ以テ處分ヲ免除スルヲ正當トシ主文ノ如ク決定ス

大正二年六月廿一日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

夜學分校開始

當組合諸野學校は染織學校轉後組合事務所に

◎牛衿形付區徒弟授技會

牛衿形付區徒弟授技會ハ去拾壱日京都友仙牛衿形付區第五回徒弟授技會授賞式ヲ挙行セリ當日重ナル來賓ハ知事代理香川理事官、元、三田村周商工課周市勧業課長富田直參、右谷、會見、岡市書記商業會議所會頭代理井書記、陸組合田中事務長審査長金子鶴吉氏等市長代理西石衛門氏外二名各新聞記者組合重役等ニ列シ式ノ次第左ノ如シ

一、受賞者着席

二、組合役員着席

三、來賓着席

四、石田組長開會ノ辞

五、金子審査長ノ報告

六、（富田市勧業課長代賞）（商業會議所代賞）

七、知事告辞

八、市長告辞

九、商業會議所會頭告辞

十、受賞者總代答辞

以上式を了し午前十時三十分閉會す出品は當日正午より翌十六日正午迄組合陳列所に於て當業者の縦覧に供し尚ほ一般に審査成績に徴すれば全体に於て稍や進歩の狀態なるも優秀のもの尠なく僅かに二等賞以上二十五名の受賞者を得るに過ぎざりしは中の考酌及答辞は左の通り

知事告辞

京都染物同業組合ハ本日ヲトシテ友仙牛衿形付區徒弟授技會表賞授與式ヲ挙ゲ慨フニ京都友仙牛衿ハ風ニ其情況優美ヲ以テ鳴リ產額亦多カラズ世ノ中ノ歩ニ伴ヒ嗜好ノ變遷實ニ著シキモノアリ從テ其ノ改良ニ關シ技術ノ練磨ニ力メ世ノ進歩ニ後レザランコトヲ注意セザルベカラズ本組合此ニ見ル所アリ毎歳授技會ヲ開キテ佳品ヲ撰奬シ以テ進歩發達ニ資セントスルハ誠ニ時宜ニ適シタル施設ト云フ可シテ本會ノ成績ハ回ヲ重ヌルニ從ヒ益々進歩ノ實ヲ見ルハ新美ノ爲ノ慶賀ノ至リニ堪ヘザルナリ目下夫レ審査ノ結果ニ鑑ミ益々精勤

試驗記事

第十六號標本直接染料調白布染

（生地百匁に對する量）

アセトバーブリン 600（八ビー）	三匁
洗曹達	二匁
硫酸曹達	二十匁
水	適量

右の染浴中に於て約三十分間煮染し後水洗乾燥す可し

第十七號標本直接染料調白布染

（生地百匁に對する量）

ソラミンアリウム（エフエフ）	三匁
洗曹達	二匁
硫酸曹達	二十匁
水	適量

右の染浴中に於て約三十分間煮染し後水洗乾燥

第十六號標本

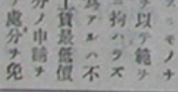

© Kyozomekai

十四し

第十七號標本

第十八號標本

第十八號標本直接染料漂布染
（生地百匁に對する量）

コロナルファストブラック（エー）	五分
洗曹達	一匁
硫酸曹達	十匁
水	適量

右の染浴中に於て約三十分間煮染し後水洗乾燥す

附記

製造會社　伯林アニリン染料製造會社
代理店　神戸横濱オットライメルス會社
販賣店　京都市内各染料店
特長　染色簡易にして日光に堅牢
用途　絹綿布諸色染に最も適す

月報川柳壇

題出。入　百三十二句の内

思ひ出し過ごし昔の若紫り　密町　柳影
出入りをも止められて居る男ぶり　結柳　竹聲
もゝ入りの角力に白狐が落積け　醒社　喜水
出發の跡を追手のくやしがり　同　同
出で入りを守宿は街眼で睨み　高倉廟　駅
減る日記帳に〇〇と云ふ支出金　若上　穆舟
間違の裏ひさうな目をひやかされ　同　同
[illegible]

外出に別事鳥打も眞淫なり　同　同
出代りの明日を云ふ夜を鄰の夢　伊藤　七清
入り合の經た〳〵に馬士の噂　同　同
寓人を化けて造出の風雅者　穀屋　春花
だまされて電話へ出れば留守の壁　同　同
金がつきかけて入り邦逃げ支度　同　同
出語りが出て靜まつた火向ふ　岐阜　千枝
ムラとして出たが流産して婦り　同　同
懸病を知つて代豚全を入れ　同　同
凸坊も茶屋も鎖れだつ蛍狩り　密町　種天坊

◉秀　詠

夜氣戻り御出入り一寸酔ふて居る　多田孤山坊
入り相の鐘につ縁なき懸を拾く　松本春花
出前持二階の三味へ春を伸し　後藤千枝
入梅に壓機をつくらふ裏長屋　土井七清

◉自　句

出來心さとす刑事の眼のうろみ　西山富士子
仲裁に這入つた人がたゝかれる　同

次回題（夏の夜雅題）に持て余し）〆切七月十七日
研究會報第二卷課題「スタイル」二句此〆切七
月十日、募集始メ別紙に乞ふ、用紙何にてもよし
投稿所　當組合月報川柳係り、或は
小川丸太町下ル　四山富士子宛

官
塩
に
が
り
▼食塩苦汁（にがり）　容器の貸し賣は不仕候　容器共取賣仕候間御使用後御不用の場合は御一報次第代金引戻し申候
京都二條驛前
官塩苦汁
苦汁結晶塩
貨物運輸業
京都
三組
電話上三五七八番

▼貨物の運輸は特に御叮嚀且つ迅速にして殆ど無手數を以て御取扱申候間多少に不拘御用命の榮願上候
貨物運輸業

友仙用板各種類
蒸箱水箱類製造
京都市西洞院東川北入
商號　扇屋
同錦通大宮西入
上田商店
支工場　京都市外東九條竹田街道鳥羽道角
大阪市外木津淀川鐵橋下運河道

本紙代價壹枚金壹錢五厘
五號活字廿二字詰一行金貳拾五錢
特別廣告料一行金四拾錢
廣告料ハ總テ前金ニ可申受候事
發行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　萬谷復次郎
發行所　京都市釜座竹屋町南
京都染物同業組合事務所

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

公示第廿一號

左記ノモノ組合員ニ於テ脱退セリ登記セリ此旨公示ス

大正二年八月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部員疋田寶之助弟子　木戸周太郎
同　人　徒弟　木戸幸一
形彫部員中森芳公徒弟　山本清三郎
張物部員奥田誠太郎徒弟　西田三次郎
赤褐色染部員[illegible]徒弟　中西清吉
同　人　徒弟　細見德太郎

公示第廿二號

左記ノモノ組合員ニ於テ脱退スルコトヲ停止ス

大正二年八月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

友仙部員[illegible]徒弟　三浦新吉

雜報

◉友仙部業者の者處分

染業安田氏と同業者との間に於ける區規約違反行爲に就き本組合は檢査委員の調査に基き別項の處分手續をなしたるものなるが其概要を記すれば左の如し

友仙染販賣業者吉田友次郎

区に於ては近時同業者間に於て徒らに工賃競爭の弊に陷り隨ふて其染上げ品も粗製濫造に流るゝ傾きを生じたるは爭ふべからざる事實とし相當技術を施しあるもの迄も之は粗製なり濫造なりと不當の歩引をなし或は値引と稱し工賃の仕拂を拒む等の不法手段を試みるもの續出せるを以て重たちたる役員は此際之れらの弊害を矯正し同業者を救濟せざるべからずとの目的を以て三月以來數度の總會を開き審議協定し漸く規約を設け之れに伴ふ工賃標準并に實行規程を設け之れが發布と同時に染業者は從前よりの取引直役を全廢し新たに制定せし工賃に依り製品の注文を受くべく尚節季仕拂日に至り請渡者間に於て紛議を生ずると恐れ之れが紛議を未前に防ぐの方法として豫め注文品を受くる以前に於て注文主と交渉を終へ其承諾を得たる後ちにあらざれば注文を受取らざる事に規定せられたり然るに安田合名會社は六月十日より十八日迄に於て吉田友商店より染生地四百三十五疋を受取りたるに就き檢査員出張之れを審問せしに染生地は受取りたるに相違なきも該店は區員の注意店なるを以て充分の交渉をなし區の定めたる標準價格に達せしむる善若し應ぜざる時は直に生地を返還し取引を拒絶する積りにて要するに生地を受取り終りたるは商慣上の手段に過ぎざるものなり尚は附言するに其証據には未だ一疋も染加工せし事なければ充分の調査ありたしと強硬の態度を示めせり依て檢査委員は更らに調査の歩を進め其工場を臨檢せし結果染既成品中より該會社店頭に於て並巾物十五疋外加工中のもの三十五疋加工濟十五疋未加工のもの三百四十疋を同會社の下職工場七ヶ所に於て發見したるものにて既に違反せし証據充分なるものなり

又神野堅三郎氏も同樣吉田友商店と取引するに當り交渉せざるのみならず其交渉を安田合名會社に委任せりと云ふに拘はらず其交渉の顚末を聞かざる以前に於て恣まに染注文を受け標準價格に下にて加工せしも從前よりは增値せられ一疋工賃二圓宛にて既に授受を了せりと答辯せしに基き違反處分の手續をなしたるものなるも彌よ其處分決定の通知をなせる結果各不服を唱へ再調査の申請をなしたるに就き組長は之を容れ更らに調査する處ありしも區の處分の不當なると打消に足るべき反証なきのみならず不服理由書と相一致せざる言論のみなるを以て區のなしたる處分を正當と認むるの判定をなしたるものなり之れに對し双方共之れを甘受し各違約金手額宛を前納し殘金は或る時期迄猶豫することゝし決解せし旨去る二十日部長より報告せられたり

違反處分決定書

下京區東堀川通綾小路南入
友仙部絹布友仙區員
安田熊合名會社
代表者　安田數太郎

右ハ京都染物同業組合友仙部絹布友仙區々規約第八條第六項及ヒ區染工賃最低價格標準實行規程第三條同第五條ニ抵觸セル違反行爲者ナルヲ以テ區規約第十八條及區染工賃最低價格標準實行規程第二十一條ニ依リ違約金百五拾圓ヲ科シ尚ホ既ニ受取タル加工未濟ノ生地ハ速カニ該規程第三條同第五條ノ正條ニ基キ相出入ヲ共ニスル同業者ハ協定ヲ終ヘ區染工賃最低價格標準ニ據リ染注文ニ應ズベキモノト決定ス

理由

右安田熊合名會社代表者安田數太郎ハ友仙部絹布友仙區ニ於タル役員ニシテ最モ力ヲ其ノ實行ニ率ヒ區員ニ模範ヲ示ス可キ地位ノモノナルニモ不係染工賃最低價格實行規程第三條同第五條ノ明文ヲ無視シ同業者ト共ニ得意先ニ於タル取引方法ヲ一定セズ恣ニ他ニ先ダチ同業者ト相出入關係アル吉田友七商店ヨリ染主文ヲ受ケ既ニ加工又ハ加工中ニアリトノ他ノ區員ノ報告ニ基キ調査員ハ大正二年七月七日同會社ヘ出張シ親シク調査ノ主旨ヲ擧ゲ其ノ答辯ヲ求メタルニ同會社代表者安田數太郎ハ他ノ亦タ區染工賃最低價格標準實行規程第三條同第五條ヲ嚴守シ之レガ實行ニ盡力中ナリ特ニ自己ノ職責上ヨリスルモ請ヒテ目的ヲ貫徹セズンバ一反一疋タリトモ加工セザル決心ヲ以テ交渉ヲ試ミ尚策略上多數ノ生地ヲ預レリト雖モ高一同商店ニシテ當方ノ意趣ヲ採用ナキニ於テハ全部ノ生地ヲ返品スルノミ故ニ現在殘ル多數ノ生地ヲ留保スル所以ナリ右ノ次第ナレバ決シテ他區員ノ批評ハ價値ナキモノナリ自己ハ專ニ同商店ニ對シ本區ガ所然タル取引中止ノ手續ヲナス最上策ト思意スル位ナリ故ニ若シ本會社ガ他區員ノ實フガ如キ行爲アルヤ否ヤハ帳簿記載ノ同商店受取リ生地數ト現品保存數並ニ未加工ノ串實ヲ精査點檢セラレタキ旨明答ニ及ヒタリ依テ調査員ハ同會社ノ請諾ヲ容レ現品保存ノ個所ニ臨檢シタルノ結果ハ意外ニモ前記各條項ノ違反行爲アルヿヲ悉知スルニ至リ更ニ安田數太郎ニ反問シ之ヲ承認セシメタリ之レ明カニ區規約第十八條並ニ區染工賃最低價格標準實行規程第廿一條ニ據リ處罰スベキモノトス依テ主文ノ通リ判定シ本書受取ノ日ヨリ一周間以内ニ現金ヲ納付シ即日區染工賃最低價格標準實行規定第三條同第五條ニ規定セル條文ヲ實行スベキヲ命ズルモノト決定セリ

大正二年七月八日

京都染物同業組合
友仙部絹布友仙區
幹事　八木伊三郎
沖野榮三郎

違反處分決定書

上京區姉小路通小川東入
友仙部絹布友仙區員

右ハ京都染物同業組合友仙部絹布友仙區々規約第八條第六項及ヒ區染工賃最低價格標準實行規程第三條同第五條ニ抵觸セル違反行爲者ナルヲ以テ區規約第拾八條區染工賃最低價格標準實行規程第二十一條ニ依リ違約金五拾圓ヲ科シ尚ホ既ニ受取タル加工未濟ノ生地ハ相出入ヲ共スル同業者ト同一工賃ノ協定ヲ終ヘ染注文ニ應ス可キモノト決定ス

© Kyozomekai

理由

右神野栄三郎ハ友仙部絹布友仙區規約第八條六項及ビ區染工賃最低價格標準實行規程第二條同第五條ノ明文ヲ無視シ同業者ノ共ニ得意先ニ於テ取引方法ニ對シ一定セル標準ニ倣ヒ先立チ同業者ト相出入關係アル吉田友七ヲ染注文ヲ受ケ飯ニ加工セラルヽ事實ハ大正二年七月三日京都染物同業組合事務所ニ開催セル本區商議員會席上ニ於テ詳人モ本區商議員ノ資格ヲ帯ビ出席ノ公會場ニ於テ以上ノ事實ヲ自稱セリ向ホ越ヘテ同月六日森田菊之助氏宅ニ開催セル檢査員會席上ニ召喚シ正式ニ其ノ事實ヲ審問セシニ同ログ吉田友七商店ヨリ最低價格標準金貳圓四拾錢ノ規定ヲ破リ並ビ協稱四十五疋ヲ一疋金貳圓替ニテ染注文ニ應シ加工シタル旨明答シ其ノ事實ニ相違ナキ答ヘタリ是レ明カニ違反行爲ヲ自認セシモノナルヲ以テ區規約第十八條區染工賃最低價格標準實行規定第二十一條ニ依リ處斷スヘキモノトシ主文ノ如ク處分決定ス本書受取ノ日ヨリ一周間以内ニ現金ヲ納付シ即日區染工賃最低價格標準實行規程第三條同第五條ニ規定セル條文ヲ實行スヘキヨトヲ命スルモノト決定セリ

大正二年七月八日

京都染物同業組合

友仙部絹布友仙區

幹事 八木伊三郎

決定書謄本請

京都市東堀川綾小路下ル綾堀川町

安田熊谷名會社代表者

社員 安田鈔太郎

一大正二年七月八日京都染物同業組合友仙部絹布友仙區役員會ニ於テ當會社ニ對シナシタル規約違反處分ノ決定ハ不當ノモノナレハ取從スヘキモノニアラサルヲ以テ速カニ御調査ノ上御取消相成度候

理由

一、役員會ニ於テハ當會カ部規約ニ依リテ設ケラレタル染工賃最低價格標準實行規定第三條ニ違反シタル行爲アリタルヲ如ク認メタルモ利尋之レハ對スル立證ナク又其ノ方法ナモ示サス偶然決定シタル然ルニ當會ハ其ノ事實ヲ認メ速ニ其ノ違反者ニ對シ左ノ通リ決定ス

一、本件違反處分ニ對スル友仙區幹事ノナシタル處分決定ニ對シ立証又ハ其方法ニ於テ認定ニ對シ立証又ハ其方法ニ於テ認定ニ對シ立証又ハ其方法ニ於テ認